

吉田神道の越中への浸透

安カ川 恵 子

はじめに

1 加賀藩の神社調査

2 砺波・射水郡の社家

3 砺波地方の社家と吉田家との関わり

まとめ

はじめに

砺波地方における各村々の実態がきちんと記録として残されるのは江戸時代加賀藩の支配下になってからである。その最も早い史料は、正保3年(1646)の「利波郡高物成田畠帳(高辻帳原稿)」である。この文書によると、江戸時代の初期の砺波郡の村数は595ヶ村^(注1)であり、それが江戸時代末には700ヶ村となる。この「村」は藩が支配するうえで、社会の基礎となる徴税単位として重要な意味を持ってきた。しかも、この「村」が今日の我々が暮らす社会の「^{おおあざ}大字」として機能しているという点で今日まで継続しているといえる。

そして、これらの村々には必ずその村を代表する宮(氏神・^{うぶすな}産土・^{うぶがみ}産神などと呼ばれる)がある。その数は村の数にとどまらない。村の中には、さらに小さな小集落のある村が少なくなく、その小集落ごとの宮や祠などを維持していることが多い。しかも、それらの宮はその村の成立過程を伝えていることが多く、個々の村の宮を研究することは、近世の村の人々の暮らしを研究する上で、さらに、今日の我々の規範意識を形成していると考えられる点でも非常に重要である。

宮に関する研究の切り口は様々に考えられる。本稿では、村の宮の神事を担った「神主」といわれる人々がどのように「神主」となったのか、全国の神主たちに絶大な影響力をもっていた京都の吉田家といつ頃から、どのようにかわりを持つ

ようになったのかという点について、史料からひもといてみたい。

ここで、注意しておきたいのは、神社は神主が奉仕するものと思っている現在の私たちの意識は、あくまで幕末から明治にかけて成立してきた国家神道以降に形作られたものであり、それ以前の神社は、神と仏が同居する神仏習合の様相を呈していたという点である。神殿には神像とともに仏像が祀られ、神主が祝詞をあげる神社だけでなく、山伏(修験者)が読経し、焼香が行われる神社もあったのである。

1 加賀藩の神社調査

加賀藩では寺社統制のために、慶安元年(1648)に寺社奉行を置き、同年12月に9か条からなる定書を出している。^(注2)この定書中に「頭」「頭社」という文言がみられることにより、この時すでに触頭が指定されていたことがわかる。さらに承応3年(1654)には寺社奉行から触頭(であろう)埴生神主(上田)主計と高岡稻荷神主(関)豊後に対し、配下の神主に組合を組織させるよう申し付けている。^(注3)

このように加賀藩領内の神主は、江戸時代初期には「寺社奉行一触頭一触下神主」として組織化され、藩からの触れはこのルートで届けられた。また、一般神主の質問や意見、神主同士のもめごとの裁定などはこのルートを上へたどることによ

り藩へ届けられた。

このようなルートは、一般百姓における「郡奉行（改作奉行）→十村→村肝煎→一般百姓」というルートと同様である。

加賀藩は延宝2年（1674）以降幕末にいたるまで、領内の寺社の調査を何度も実施しているが、それぞれの調査がどのようなルートでなされたかによって各史料の性格が異なるという点に注意を要する。具体的には、寺社とその触頭を通して寺社奉行へ提出されたか、村方の十村を通して郡（改作）奉行へ提出されたかで違いがある。さらに、寺社奉行へ提出されたものの中でも、書上げの主体が神主側か山伏側かによってもその記述内容に違いがでてくるのである。^(注5)

神社調査として最も早い17世紀後半の延宝2年（1674）や貞享2年（1685）などの書上げは、社家の由来とその社家が居住する本務社についてのみの書上げなので各村の実態を知るには十分ではない。村の宮の実態のわかる最古の史料は、正徳2年（1712）の「砺波郡堂宮社人山伏持分并百姓持分相守申品書上申帳」（富山大学附属図書館蔵「川合文書」、以下「正徳社号帳」と略称する）である。この史料は、藩の寺社奉行から社号改めの触れが出され、それに伴って十村から郡奉行に宛て、村々の堂宮名とその宮林の管理者・祭祀者を報告したものである。藩の調査の目的は、文書の題名からわかるように、各村の堂宮が誰の持分であるかを明らかにすることであった。その主体は「社人」「山伏」「百姓」の三者である。

「社人」とは、京都の吉田家から裁許状を与えられた「神主」である。「山伏」とは修験者のことで、山岳霊山できびしい修行を重ねることによって霊験を修め、一般人にはない霊力を身に着けた者と認識されており、人々は病気を祓ったり、祈祷を依頼したりした。「百姓」とは、「神主」にも「山伏」にも属さず（吉田家からも許状を受けず、本山派にも当山派にも属さない）者である。

この「正徳社号帳」によると、当時499ヶ村の

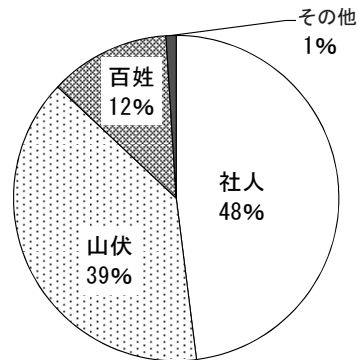


図1 「正徳2年社号帳」による宮の「持主」の割合 砺波郡

村に766の堂宮があったことになっている。単純に平均すると一村あたり1.5の宮があったことになる。しかも、一村に5社以上の宮がある村は17ヶ村にのぼる。^(注6)そして、各村の宮を管理していたのは、社人が48%、山伏が39%、百姓が12%、その他が1%である（図1）。「百姓」の内には、一村百姓みんなで一つの宮を維持していると思われる「村中より支配」や「百姓中（氏子）自分に相守」という文言と、個人の百姓名をあげてその個人の「持宮」とか「宮番」とか記しているものもある。そのような人名は、その後の書上では「神主」となっていく者もいる。また、「その他」は真言宗や曹洞宗の寺院である。

図2は「正徳社号帳」にある社人と山伏の居住地を図で示したものである。社人は小矢部川と庄川の流域に、山伏は扇状地一帯に居住していることがわかる。社人と山伏の住み分けがなされていたものであろうか。

これら3者の管理者の内、本稿では「社人」についてのみ取り上げる。

2 砺波・射水郡の社家

越中国で個々の社家の名前が記録される最も古い史料は慶長15年（1610）のものである。ここには35名の神主名があるが、その内金沢が2名なので、越中は33名である。その後元禄元年（1688）の史料では触頭として埴生の上田石見と高岡の関

伊豆がおり、関の触下に47名の神主がいるとしている。この史料では各神主は□人組として組に分けられている。砺波郡の神主は、小矢部川流域の

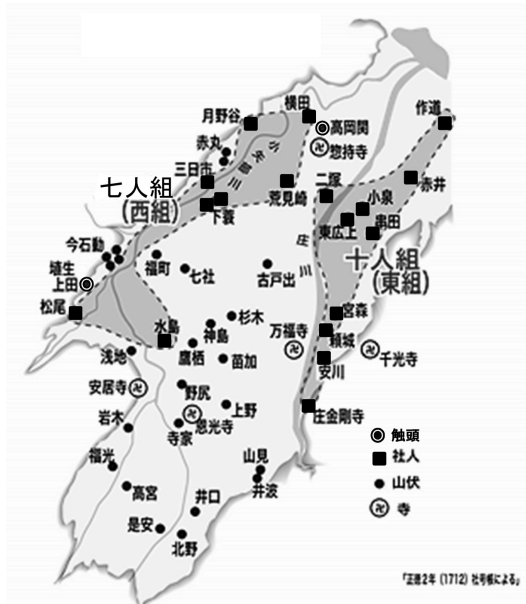


図2 砺波・射水平野における社人と山伏の分布
(組名は「元禄元年改帳」表1の出典②による)

下養村佐伯2家、三日市の青木、月ノ谷の清水、水島の長谷川、荒見崎の榊原がおり、彼らはその下流射水郡高岡横田町の上田とともに7人組を組織している。庄川流域に居住する雄神庄村の藤井、頼成の林、安川の黒田、宮森の黒田らはその下流の射水郡西二塚の高尾、赤井の杉岡、広上の多田、櫛田の山本、作道の宮川、小泉の宮島とともに「十人組」を組織している。(その後の文政年間の上書では「十人組」は「東組」に、「七人組」は「西組」と改称されている。)

表1は砺波郡と射水郡(氷見を除く)の神主名を、年代順に並べたものである。(慶長15年の史料は文書の性格が他の文書と異なるので単純に比較はできないが、少なくとも)元禄年間から正徳年間でわずか1社家だけが増えているだけである。このように17世紀の初めから砺波郡・射水郡の社家にはほとんど異動がなく、現在に続く社家が世襲として出そろっていたらしい。

また、ここで注意したいのは、これらの社家は慶長15年にすでに「伊勢」「丹後」「和泉」などの

表1 砺波・射水郡(氷見を除く)の神主

慶長15年(1610)①		元禄元年(1688)②		正徳2年(1712)③	安政元年(1854)④	
高岡	伊勢(関)	砺波郡 殖生八幡宮	上田石見	殖生村上田民部	上田民部	
作みち村	いつみ(宮川)	射水郡 高岡稲荷神主	関伊豆	高岡関伊豆		
赤井村	とさ(杉岡)	射水郡 作道村神明神主	相模(宮川)	作道村和泉	東組	作道村宮川市守
小いつみ村	とさ(宮島)	射水郡 赤井村八幡神主	大和(杉岡)	赤井村大和		赤井村杉岡越後・同志計丸
ひろ上村	伊与(多田)	射水郡 小泉村天神神主	土佐(宮島)	小泉村内匠		小泉村宮島出羽
くし田村	するか(山本)	射水郡 広上村八幡神主	丹後(多田)	東広上村丹後		広上村多田肥後・同他計丸
二塚村	たんこ(高尾)	射水郡 櫛田村神明神主	駿河(山本)	串田村主水		串田村宮川菫之助
宮森村	伊勢(黒田)	射水郡 西二塚村白山神主	駿河(高尾)	二塚村駿河		二塚村高尾駿河守・同備後
らいしやう村	たんは(林)	砺波郡 宮森村五社権現神主	讃岐(黒田)	宮森村筑後		宮森村黒田上総亮・同龍藏
安川村	おゝみ(黒田)	砺波郡 頼成村権現神主	大和(林)	頼成村丹波		頼成村林豊後
同村	伊つ(黒田)	砺波郡 安川村山王神主	伊勢(黒田)	安川村伊勢		安川村黒田山城
		砺波郡 雄神庄村雄神神主	八兵衛(藤井)	庄金剛寺村備前		庄金剛寺村藤井幸麻呂・同比佐丸
小(北)島村	丹後(上田)	射水郡 高岡横田町八幡神主	伊勢(上田)	横田村伊勢	西組	横田町上田伊豆守
つきのや村	あき(清水)	砺波郡 月ノ谷村座王見多気権現神主	越後(清水)	月野谷村越後		月野谷村清水日向
三日市村	出雲(青木)	砺波郡 三日市村八幡神主	大和(青木)	三日市村大和		三日市村青木播磨・同虎丸
みの村	但馬(佐伯)	砺波郡 下養村諏訪神主	但馬(佐伯)	下養村伊賀		下養村佐伯信濃守
		砺波郡 下養村神明神主	若狭(佐伯)	下養村但馬		下養村佐伯山城
ふく田村	いつみ(榊原)	砺波郡 荒見崎村神明神主	和泉(榊原)	荒見崎村和泉		荒見崎村榊原伊勢守・同伯耆・同斎宮
		砺波郡 水島村山王神主	日向(長谷川)	松尾村佐次兵衛		松尾村島倉因幡守
				水島村隼人	水島村長谷川豊後守	

①「慶長15年9月 高岡城下へ稲荷社遷宮につき、越中神主呼び寄せ人数書上」『氷見市史6資料編四民俗、神社・寺院』657P～

②「元禄元年 加州・能州・越中寺社方井山山伏等相改帳」『砺波市史資料編4民俗・社寺』689P～

③「砺波郡堂宮社人山伏持分并百姓持分相守申書上申帳」(富山大学附属図書館蔵 川合文書)

④「安政元年正月 異国船手当につき、越中三郡社家人高書上申帳」『氷見市史6資料編四民俗、神社・寺院』693P～

受領名で記されている点である。まさか自称ではあるまい。このような受領名はいつ、だれから受けたのだろうか。考えられることは京都の吉田家あるいは白川家であろう。

以下では地元の社家と、京都吉田家の文書により、越中の社家たちがいつごろから京都の吉田家と関わりを持つようになったのかを見てみたい。

3 砺波地方の社家と吉田家との関わり

吉田家は、京都吉田神社の神官で、室町中期にその一族である吉田兼俱が唯一神道を唱道し、それまで主流だった両部神道に対抗し、後世に大きな影響を与え、近世には、地方の神官に対して絶大な影響力を行使した（『日本史小辞典』山川出版）とされる家柄である。

江戸幕府は、寛文5年（1665）に「諸社禰宜神主等法度」5か条を發布し、全国の神社神職に対する基本の方針を示した。この第3条に「無位之社人、可着白帳、其外之装束者、以吉田之許状可着之」との文言がある。これは、全国の神主が白帳以外の装束を着ける場合は吉田家の許状を必要とする、との装束に関する規定にすぎないが、「吉田家はこの条文を梃子に（中略）諸国の社家の官位執奏を推し進めながら吉田家の勢力拡大をはかった」とされる。

このような吉田家の勢力拡大が、越中国ではいつごろから確認できるのかを示したのが表2である。砺波・射水郡の社家文書のうち吉田家との関わりが見られる史料を古い順に元禄年間まで整理したものである。

表2 越中神主と吉田家とのかかわり（近世前期）

NO	年代	項目または表題	差出→宛名	社名	出典
1	寛永元(1624)年7月3日	吉田家神道裁許状写	神祇管領長上卜部朝臣兼英→射水郡氷見北町日宮等祠宮氷見和泉		①
2	寛永17(1640)年7月15日	吉田家神道裁許状	神祇管領長上卜部朝臣兼里→加賀国河北郡山上村春日大明神祠宮高井大和守		②
3	慶安5(1652)年8月3日	越中国社家御一通、対面あり		越中国社家	③
4	寛文7(1667)年6月3日	越中国新川郡宮津村八幡宮祠宮西尾丹後対面、御一通、中臣蔵など許容		新川郡宮津村八幡宮	③
5	寛文8(1668)年3月20日	越中国社人裁許状、祓護身神法など頂戴、対面		越中国社人	③
6	寛文8(1668)年7月11日	越中国高岡二上山之社人関豊後御礼		高岡 関豊後	③
7	寛文8(1668)年7月15日	関豊後御礼		〃	③
8	寛文8(1668)年7月21日	越中国射水郡二上山権現之神主藤原正次位階願(正六位下)		〃	③
9	以後同年7月25,27,28,29日に関豊後の記述あり			〃	③
10	寛文12(1672)年4月11日	越中国砺波郡埴生八幡宮之社家上田石見裁許状頂戴、対面		砺波郡埴生八幡宮上田	③
11	寛文13(1673)年3月28日	越中国砺波郡八幡宮之祠官佐伯上総、同郡埴生八幡宮 (マ) 之祠官佐伯但馬、裁許状頂戴		砺波郡八幡宮佐伯	③
12	寛文13(1673)年7月11日	佐伯上総貞勝、吉田家の裁許状頂戴所持		砺波郡下養村八幡宮佐伯	④
13	寛文13(1673)年7月13日	越中国砺波郡五位庄下養村八幡宮之祠官佐伯但馬掾、同社の祠官佐伯老岐守裁許状頂戴		砺波郡下養村八幡宮佐伯	③
14	寛文13(1673)年7月13日	佐伯但馬貞能、吉田家の裁許状頂戴所持		砺波郡下養村八幡宮佐伯	④
15	寛文13(1673)年7月20日	越州砺波郡埴生八幡宮之社家上田石見守贈答		砺波郡埴生八幡宮上田	③
16	延宝4(1676)年3月5日	吉田家神道裁許状	神祇管領長上侍従卜部兼連→祠宮宮川相模様忠直	射水郡作道村八幡宮	⑤
17	延宝6(1678)年2月14日	吉田家神道裁許状	神祇管領長上侍従卜部兼連→黒田伊勢掾正家	砺波郡安川山王・神明	⑥
18	延宝7(1679)年7月4日	吉田家神道裁許状	神祇管領長上侍従卜部兼連→瀬城村五社権現之祠官林丹波掾正伴	砺波郡頼成五社権現	⑦
19	元禄3(1690)年7月3日	吉田家神道裁許状	神祇管領長上従三位左兵衛督卜部兼連→祠宮宮川和泉守直次	射水郡作道村神明・八幡宮	⑤

(出典)

①『氷見市史 資料編四民俗、神社・寺院』平成12年 氷見市

②『金沢市史 資料編13神社』平成8年 金沢市

③「吉田神道家『御広間雑記』の記載項目のデータベース化と神道記録の研究」平成15年度～17年度 研究代表 幡鎌一弘

④「明治6年2月15日 由緒書上申帳 佐伯祐喜居」埴生護国八幡宮埴生家蔵

⑤射水市作道 道神社宮川家蔵

⑥砺波市安川 日吉神社黒田家蔵

⑦砺波市頼成 林神社林家蔵

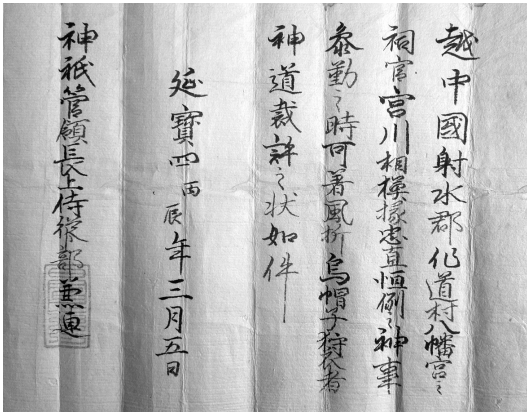


写真 1 神道裁許状

吉田家が全国各地の神職と関係を結ぶ場合、まず発給するのは神道裁許状（写真 1）である。これは吉田家に入門して吉田神道の伝授を受けたものが修了証として受けるもので、神主の補任状であるという^(注12)。文面は、神社名をあげ、その社の神主が神事の折に風折烏帽子や狩衣などの着用を許可するとし、最後に「神道裁許之状如件」という言葉でむすぶ。そのためこの文書は「神道裁許状」と呼ばれる。各家の代替わりごとに吉田家から伝授を受けなければならない。

この神道裁許状の最も古い記録は、表 2 の文書 No. 1 である。氷見市の神主氷見家に控として残されている記録で、寛永元年（1624）の年号を持つ。金沢では、同表 No. 2 の寛永 17 年（1640）のものがもっとも古い。No. 1 や No. 2 の文書を発給しているのは「神祇管領長上との肩書を持つ「卜部兼英」^(注13)「卜部兼里」である。

この寛永年間、加賀藩に寺社を統制するための寺社奉行が置かれた慶安元年（1648）よりも早い年代である。寺社奉行設置以前にすでに越中国でも加賀国でも吉田家とつながりを持っていたということになる。

次に、同表 No. 3 から No. 15 のうちの出典③は、京都吉田家へ全国から訪れた人の受付台帳とも言える「御広間雑記」の中から越中関係の社家の名を抽出したものである^(注14)。「御広間雑記」には、どこ

の国の誰が、いつ、どのような用件で吉田家を訪れたかが簡単に記録されている。越中国の社家で最も早い年代に京都の吉田家を訪ねているのは No. 3 の慶安 5 年（1652）であった。残念ながら、この社家名は不明である。社家の名が出てくるのは No. 4 の新川郡宮津村八幡宮の西尾丹後が最古である。その後高岡の関と埴生の上田（ともに越中の触頭）、下巻の佐伯 2 名が記録されている。この記録の内 No. 10 の寛文 12 年（1672）4 月 11 日に、埴生の上田家へ裁許状を与えた^(注15)とあるが、同家（現埴生家）で確認したがこのような文書はなかった。

今回の調査で確認できたのは延宝年間以降（1673～）の文書であった。No. 16 射水郡作道の道神社（文書では八幡宮）、No. 17 砺波郡安川の日吉神社（文書では山王・神明）、No. 18 同郡頼成の林神社（文書では五社権現）の裁許状である。これらの裁許状は各社家で、初めて吉田家から受領した裁許状であるらしい^(注16)。

表 3 は射水市作道の道神社（江戸時代の社名は八幡宮）神主宮川家所蔵のもの、表 4 は砺波市安川日吉神社神主黒田家所蔵の吉田家関係の文書を年代順に並べたものである。これをみると、差出人が「神祇管領長上」や「神祇管領」との肩書のある卜部家（吉田家）であるものと、「蔵人」や「外記」など朝廷の役人からのものがあることがわかる。

まず吉田家（卜部家）からのものを見ていく。代が変わるごとに吉田家から得るのは、先にも述べたように、裁許状である。宮川家のものは延宝 4 年（1676）（写真 1）、黒田家のものは延宝 6 年（1678）のものが最も古い。一人の神職に授けられる許状は、古いものは神道裁許状だけであるが、時代が下るにつれて、増えてくることがわかる。^(注17) 木綿手纏・千早（赤色・黒色）・紗狩衣・沓・笏などを着用することをいちいち許可しているのである。

次に朝廷からのものを見る。吉田家は、伝奏^{てんそう}として、各地の神職から朝廷へ奏事^{そうじ}を行ない、朝廷

表3 射水市作道宮川家、吉田家からの裁許状等一覧

歴代	No	年月日	表題	差出→宛名
4 忠直	1	延宝4(1676)年3月5日	吉田家神道裁許状	神祇管領長上侍従卜部兼連→宮川相模掾忠直
5 直次	2	元禄3(1690)年7月3日	吉田家神道裁許状	神祇管領長上従三位左兵衛督卜部兼連→宮川和泉守直次
6 直治	3	宝永3(1706)年5月19日	吉田家神道裁許状	神祇管領長上従二位侍従卜部朝臣兼敬→宮川相模守藤原直治
6 直治	4	宝永3(1706)年5月19日	吉田家四組木綿手纏萌黄色四組掛等懸用許状	神祇管領卜部朝臣→藤原直治
5 直次	5	宝永3(1706)年6月28日	吉田家四組木綿手纏懸用許状	神祇管領卜部朝臣→藤原直次
6 直治	6	宝永7(1710)年7月1日	吉田家紗狩衣着用許状	神祇管領卜部朝臣→藤原直治
7 直当	7	延享元(1744)年6月25日	吉田家神道裁許状	神祇管領長上正三位行神祇権大副兼侍従卜部朝臣兼雄→宮川信濃守藤原直当
7 直当	8	延享元(1744)年6月25日	吉田家浅沓使用許状	神祇管領→藤原直当
7 直当	9	延享元(1744)年6月25日	吉田家赤色千早着用許状	神祇管領→藤原直当
8 直矩	10	明和8(1771)年3月6日	吉田家神道裁許状	神祇管領長上正二位卜部朝臣兼雄→宮川淡路藤原直矩
8 直矩	11	明和8(1771)年3月11日	位記	天皇→藤原直矩
8 直矩	12	明和8(1771)年3月11日	従五位下叙位ニ付口宣案	蔵人頭左大弁藤原紀光→藤原直矩
8 直矩	13	明和8(1771)年3月11日	淡路守叙任ニ付宣旨	大外記兼掃部頭造酒正中原朝臣師資→藤原直矩
8 直矩	14	明和8(1771)年3月11日	淡路守叙任ニ付口宣案	蔵人頭左大弁藤原紀光→藤原直矩
8 直矩	15	明和8(1771)年3月14日	従五位下淡路守勅許ニ付吉田家神道啓状	神祇管領長上正二位卜部朝臣→藤原直矩
9 挙直	16	寛政8(1796)年4月16日	吉田家神道裁許状	神祇管領長上正三位侍従卜部朝臣良連→宮川豊後藤原挙直
9 挙直	17	寛政8(1796)年5月10日	位記	天皇→藤原挙直
9 挙直	18	寛政8(1796)年5月10日	従五位下叙位ニ付口宣案	蔵人頭左近衛権中將藤原実光→藤原挙直
9 挙直	19	寛政8(1796)年5月10日	豊後守叙任ニ付宣旨	大外記兼助教中原朝臣師資→藤原挙直
9 挙直	20	寛政8(1796)年5月10日	豊後守叙任ニ付口宣案	蔵人頭左近衛権中將藤原実光→藤原挙直
9 挙直	21	寛政8(1796)年5月15日	従五位下豊後守勅許ニ付吉田家神道啓状	神祇管領長上正三位侍従卜部朝臣→藤原挙直
10 直繁	22	文政3(1820)年2月26日	吉田家神道裁許状	神祇管領長上侍従卜部朝臣良長→宮川筑後藤原直繁
10 直繁	23	文政3(1820)年3月8日	従五位下叙位ニ付口宣案	蔵人頭権右中弁兼右衛門権佐藤原顕孝→藤原直繁
10 直繁	24	文政3(1820)年3月8日	筑後守叙任ニ付宣旨	蔵人頭権右中弁兼右衛門権佐藤原顕孝→藤原直繁
10 直繁	25	文政3(1820)年3月11日	従五位下筑後守勅許ニ付吉田家神道啓状	神祇管領長上侍従卜部朝臣良長→藤原直繁
11 直義	26	天保14(1843)年2月30日	吉田家神道裁許状	神祇管領長上侍従卜部朝臣良芳→宮川采女藤原直義
11 直義	27	嘉永元(1848)年6月9日	従五位下叙位ニ付口宣案	蔵人頭右大弁藤原俊克→藤原直義
11 直義	28	嘉永元(1848)年6月9日	道神社主補任ニ付宣旨	蔵人頭右大弁藤原俊克→従五位下藤原直義
11 直義	29	嘉永元(1848)年6月12日	従五位下神主勅許ニ付吉田家神道啓状	神祇管領長上従三位侍従卜部朝臣→藤原直義
直定	30	慶応2(1866)年7月8日	吉田家神道裁許状	神祇管領長上従三位侍従卜部朝臣良義→宮川備後藤原直定

(歴代の数字は「家譜」の記述により位牌で確認できる人からのもの)

の決定事項を各神社に下知するという、一般神主と朝廷との間を取り持つ役割も担っていた。朝廷からの文書が、宮川家では表3のNo.11～14やNo.17～20、No.23・24、27・28の文書である。黒田家文書(表4)ではNo.11～14、No.18・19である。

宮川家文書(表3)のNo.10からNo.15は宮川家8代神主直矩に出された文書である。直矩は、明和8年3月6日付で吉田家から神道裁許状(No.10)を得ている。そして、No.11からNo.14までは同年3月11日付の朝廷からの文書である。

No.11(写真2)は叙位の旨を記して天皇が授与する「位記」である。はじめに位を授ける人の名

を記し(この場合は道神社の宮川神主である藤原直矩)、親王や公卿である審議官の署名があり、そのあと事務方を記し、三か所に天皇の御璽が押されている。

No.12(写真3)は天皇が「従五位下」という「位」を宮川神主(ここでは藤原直矩)に与えたものである。これは「口宣案」と呼ばれる形式の文書である。口宣案とは、本来天皇の命令を口頭で蔵人頭が上卿(当日の政務担当の公卿)に伝えた時のメモであるが、のちに叙任の際に正式な文書として発給されるようになったという。

No.13(写真4)は、従五位下の藤原直矩(宮川

表4 砺波市安川黒田家、吉田家からの裁許状等一覧

歴代	No.	年月日	表題	差出→宛名
3 正家	1	延宝6(1678)年2月14日	吉田家神道裁許状	神祇管領長上侍従卜部兼連→黒田伊勢掾正家
4 正治	2	元禄5(1692)年6月24日	吉田家神道裁許状	神祇管領長上従三位左兵衛督卜部兼連→黒田近江守正治
5 正也	3	寛延3(1750)年7月10日	吉田家神道裁許状	神祇管領長上正三位大藏卿神祇権大副卜部朝臣兼雄→黒田伊勢守藤原正也
5 正也	4	寛延3(1750)年7月10日	吉田家四組木綿手纏等懸用許容状	神祇管領→藤原正也
6 正静	5	安永3(1774)年6月22日	吉田家神道裁許状	神祇管領長上正二位卜部朝臣兼雄→黒田伊勢藤原正静
6 正静	6	安永3(1774)年6月22日	吉田家四組木綿手纏等懸用許容状	神祇管領→藤原正静
6 正静	7	安永3(1774)年6月22日	吉田家黒色千早着用許容状	神祇管領→藤原正静
6 正静	8	安永3(1774)年6月22日	吉田家把笏許容状	神祇管領→藤原正静
7 正信	9	享和2(1802)年5月29日	吉田家神道裁許状	神祇管領長上正三位侍従卜部朝臣良連→黒田近江正藤原正信
7 正信	10	享和2(1802)年5月29日	吉田家赤色千早着用許状	神祇管領長→藤原正信
8 正義	11	弘化4(1847)年2月13日	位記	天皇→藤原正義
8 正義	12	弘化4(1847)年2月13日	従五位下叙任二付口宣案	藏人頭左中弁藤原俊克→藤原正義
8 正義	13	弘化4(1847)年2月14日	河内守叙任二付外記宣旨	大外記兼掃部頭造酒正中原朝臣師身→藤原正義
8 正義	14	弘化4(1847)年2月14日	河内守叙任二付口宣案	藏人頭左中弁藤原俊克→藤原正義
8 正義	15	弘化4(1847)年2月16日	従五位下河内守勅許二付神道之状	神祇管領長上侍従卜部朝臣→藤原正義
8 正義	16	嘉永2(1849)年2月28日	吉田家神道裁許状	神祇管領長上従三位侍従卜部朝臣良芳→黒田河内守藤原正義
9 正則	17	嘉永2(1849)年2月28日	吉田家神道裁許状	神祇管領長上従三位侍従卜部朝臣良芳→黒田山城藤原正則
9 正則	18	安政5(1858)年7月12日	従五位下叙任二付口宣案	藏人権右中弁兼左衛門権佐藤原豊房→藤原正則
9 正則	19	安政5(1858)年7月14日	薩摩守叙任二付口宣案	藏人権右中弁兼左衛門権佐藤原豊房→藤原正則
9 正則	20	安政5(1858)年7月15日	従五位下薩摩守勅許二付神道之状	神祇管領長上正三位卜部朝臣→藤原正則
9 正則	21	安政5(1858)年7月15日	官位御礼廻勤状	山田阿波介→黒田薩摩守

(歴代の数字は『砺波市史資料編4民俗・寺社』657Pによる)

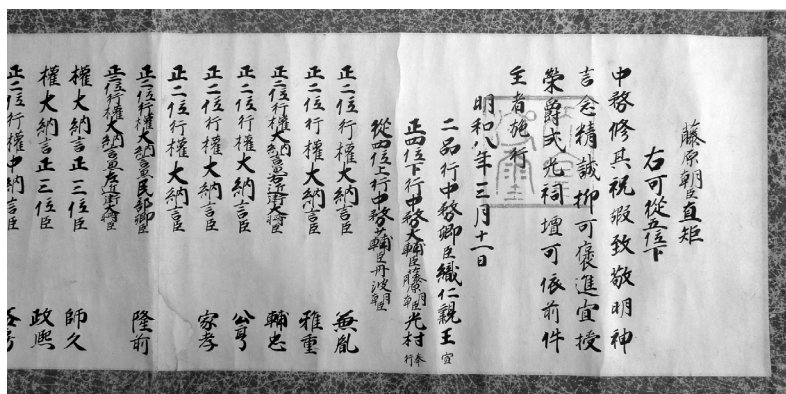


写真2 位記

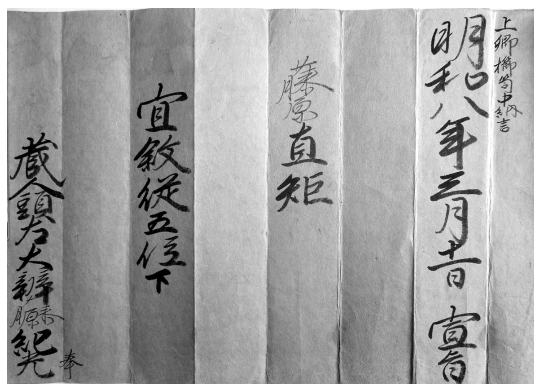


写真3 口宣案

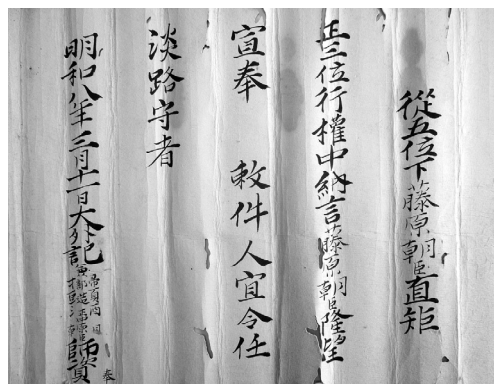


写真4 宣旨

神主)に淡路守を任ずるという叙任に関する^{せんじ}宣旨である。朝廷の審議官である正三位の権中納言藤原隆望が、天皇の命により、書記官である大外記^{げき}に文書の作成を命じ発給した形式をとる。

このように叙位に関する位記(No.11)と口宣案(No.12)、受領名授与に関する外記宣旨(No.13)と口宣案(No.14)は同時になされるので4通の文書が一度に下付されるのが一般的であるという^(注19)。さらにこの4通にNo.15の吉田家からの添状(神道啓状)がついている。宮川家では次の代の挙直の場合も同様の文書を得ている。

これらのうち「位記」に関しては、明治に入り新政府によりすべて回収されたといわれていたが、今回宮川家では以上述べたように2点、黒田家でも1点、小矢部市埴生八幡宮埴生家でも1点確認できた。

黒田家の位記(表4のNo.11)は、幅27cm、長さ140cmの卷子仕立てで、黒田家の座敷の鴨居の上に特別仕立ての額に入れて飾られ、非常に大切に扱われている。

まとめ

砺波・射水郡の神主家(限られた家ではあるが)を訪問し、実際に調査させていただいた結果、吉田家からの文書を大切に保管されており、その内容から見ると江戸時代初期から吉田家と繋がりがあることがわかった。しかし、慶長15年の受領名(表1)を見ると、それ以前から何らかの接触があったと思わざるを得ない。金沢では元和7年(1621)や文禄3年(1594)に叙爵したという^(注20)社家の記録があるという。

また、社家が継目の許状や官位昇進について上京する場合、寺社奉行は吉田家の家老鈴鹿氏に添状を送り、鈴鹿氏は京都での首尾を確実に返信している。私が確認できたのは文政期以降(加越能文庫「社家継目并に社号等願書控」)のものであったが、それ以前からも行われてきていたのであろう。各地の社家の、吉田家との接触は藩を介したものであったのだろうか。

各地の社家たちは、寺社奉行によって藩から統制を受けていた。と同時に京都の吉田家から神道に関しての教育を受け、裁許状を取得したり、朝廷から位階や受領名を受けたりもしていた。上京して一定期間の講習を受けるためにはそれなりの経済的な裏付けも必要であった。砺波市安川黒田家にはそれらの費用を氏子に奉加した史料が残されている。また、朝廷からの叙位や任官には、吉田家だけでなく関わった公卿衆へのそれ相応の謝礼^(注21)も必要であった(史料 表4のNo.21)。

江戸時代の一般百姓である氏子たちにとって神主の奉加に応えることは容易なことではなかっただろう。それにもかかわらず、各地の神主は肅々と上京し、官位を得、村の宮々の祭祀をとりおこなっている。

各年代の社号帳には持ち宮争いに関する記述もしばしばみられる。在所における争いを有利にするために朝廷や吉田家の後ろ盾を必要としたのだろうか。

付 記

文書の読み方は久保尚文氏に御教授いただきました。また、本研究は富山県博物館協会の研究費

安政五年七月十五日	右御添使 山田阿波介	清閑寺弁様	職事 坊城中納言様	上卿 万里小路大納言様	同	伝奏 広橋大納言様	禁裏御所長橋奏者所 九条閑白様	官物例之通	右今般官位守備能蒙 勅許御礼廻勤箇所如左	越中国砺波郡 山王神主 黒田薩摩守	「官位御礼廻勤状」 (史料 表4 No.21)

補助をいただいて実施したものです。関係各位に心からお礼申し上げます。

(やすかがわけいこ 砺波郷土資料館主任学芸員)

(主な参考文献)

幡鎌一弘 (研究代表) 平成15年度～17年度：「吉田神道家『御広間雑記』の記載項目のデータベース化と神道記録の研究」

幡鎌一弘 (研究代表) 平成19年度～21年度：「近世神道史研究と『御広間雑記』のデータベース化」

鈴木瑞麿 平成21年：「近世初期における加賀藩の神社統制」『神社継承の制度史 神社史料研究叢書V』思文閣出版

(注)

注1 「清帳」である「高辻帳」には484ヶ村、詳しくは佐伯安一『近世砺波平野の開発と散村の展開』6P

注2 『国事雑抄』上 255p

注3 『国事雑抄』上 24p

注4 延宝2年(1674)・貞享2年(1685)・正徳2年(1712)・宝暦9年(1759)・寛政8年(1796)・文化2年(1805)・文政7年(1824)・天保6年(1835)などの調査がある。『砺波市史資料編4民俗・社寺』189P～193P 参照

注5 このような違いを比較検討することにより、書き上げられたものだけではわからない村の宮の実態がわかるということもある。神主から書上げた宮名は神道流の社号であるが、山伏から書上げたものには仏菩薩名になっていたり、村からの書上げには「宮名はない」と記されるなど、その実態を探るうえで非常に重要な史料となる。

注6 最高は赤丸村と北野村の9社、6社は土屋・東保・養谷・才川七の各村、5社は市野瀬・三日市・石堤・安川・井栗谷・西部金屋・柳瀬・庄金剛寺・安居・鷹栖・水島の各村

注7 「越中古文書」四 加越能文庫(『氷見市史6資料編4民俗・神社・寺院』に採録)

注8 「元禄元年 加州・能州・越中寺社方并山伏等相改帳」『砺波市史資料編4民俗・社寺』689P～

注9 今回の調査では以下の社家にご協力いただいた。
砺波市安川 日吉神社黒田社家・小矢部市埴生埴生護国八幡宮埴生社家・射水市作道 道神社宮川社家・高岡市横田 有礒正八幡宮上田社家

注10 奈良市 天理大学附属天理図書館蔵

注11 『金沢市史資料編13社寺』473P

注12 『金沢市史資料編13社寺』474P、『氷見市史6資料編4民俗・神社・寺院』675P

注13 「神祇官」そのものは古代の大宝・養老令にも

とづく官司であるが、「神祇管領長上」という正式名称はない。しかし一般の人々は、吉田家は神祇官という律令官司の正当な代表者として認識されていたという。(井上智勝『近世の神社と朝廷権威』47P)

注14 天理大学図書館で、幡鎌一弘氏が代表を務める研究会が作成された表2出典資料③に記載のあった越中関係の記述を確認する作業を行ったうえで記載した

注15 しかし、埴生から分かれて出たという伝承を持つ現高岡市横田有礒正八幡宮の上田家に、昭和58年に書かれた「有礒正八幡宮概史」という記録があり、それによると寛文12年10月7日付の「神祇管領長上侍従卜部朝臣」の花押入りの文書があったことが記録されている。なお、この「概史」にはそれ以前の永禄11年(1568)3月22日と文禄3年(1594)5月20日、寛永6年(1629)7月3日付の神祇管領長上卜部家からの文書があったことが記録されている。実際の文書は確認できないので本表には入れなかった。なお、小矢部市埴生の現埴生家にも数種の家譜があるが、その中には横田(それ以前は北島)へ分家したとの記述もないし、現横田の上田家と関係があるとの伝承も確認できなかった。

注16 最初の裁許状の文書文面が「恒例之神事」とあり、この文書以降では「任先例」との文言になる。

注17 高埜利彦『江戸時代の神社制度』『元禄の社会と文化』292P

注18 『概説古文書学近世編』11P 吉川弘文館

注19 『概説古文書学近世編』7P 吉川弘文館

注20 『金沢市史資料編13社寺』475P

注21 『氷見市史6資料編4民俗・神社・寺院』683P 参照

蔵原層における玉ねぎ状構造の球状風化

—新たな二つの事実—

土 生 居 弘

- | | |
|------------------|-------------------------|
| I はじめに | 3 観察露頭及び薄片採取場所 |
| II 桑山周辺の地形・地質の概要 | 4 黒色凝灰角礫岩の岩質 新たな事実 1 |
| III 蔵原層の新たな2つの事実 | 5 玉ねぎ状構造をもつ球状風化 新たな事実 2 |
| 1 蔵原層の概要 | IV まとめ |
| 2 桑山における蔵原層の分布 | |

I はじめに

富山県南西部に位置する蟹谷丘陵に突出した桑山（標高292・5m）があり、その周辺には新第三紀中期中新世の蔵原層上部、凝灰角礫岩層が分布している。2013年、桑山の北斜面、道路沿いの凝灰角礫岩露頭付近に、玉ねぎ状構造をもつ凝灰角礫岩の球状風化が見つかった。

蔵原層に関する文献には球状風化について記載されたものはなく、県内で発見されている球状風化は、唯一高岡市福岡町五位に分布する刈ヶ谷層灰岩層の「五位の玉ねぎ層」（高岡市指定の天然記念物）である。

今回見つかった桑山の球状風化は県内では2例目で、富山市科学博物館学芸員増淵佳子の情報から見つかったものである。

また、桑山に分布する凝灰角礫岩は俗称「桑山石」と呼ばれ、古くから石材として利用されたものであり、地域では文献等*1から「輝石安山岩質凝灰角礫岩」として伝えられて、福光町史等*2にも掲載されている。

しかし、今回の調査で桑山石は「玄武岩質凝灰角礫岩」の可能性が強まった。同時に、球状風化の原岩も、含まれている角礫の検鏡から「玄武岩質凝灰角礫岩」の可能性が高いと考えている。

一般に、球状風化する岩石としては火成岩、特に花崗岩類に顕著に見られるが、蔵原層の凝灰角礫岩のような火山碎屑物の球状風化現象は、これまでに紹介されていない。

本調査は富山県ナチュラリスト南砺市福光大会（2015年）を契機に実施したもので、岩質や成因にかかわる断層等についてはさらに調査研究を深める必要があり、今回は第一段階として下記に関する紹介と若干の考察を加えて報告したい。

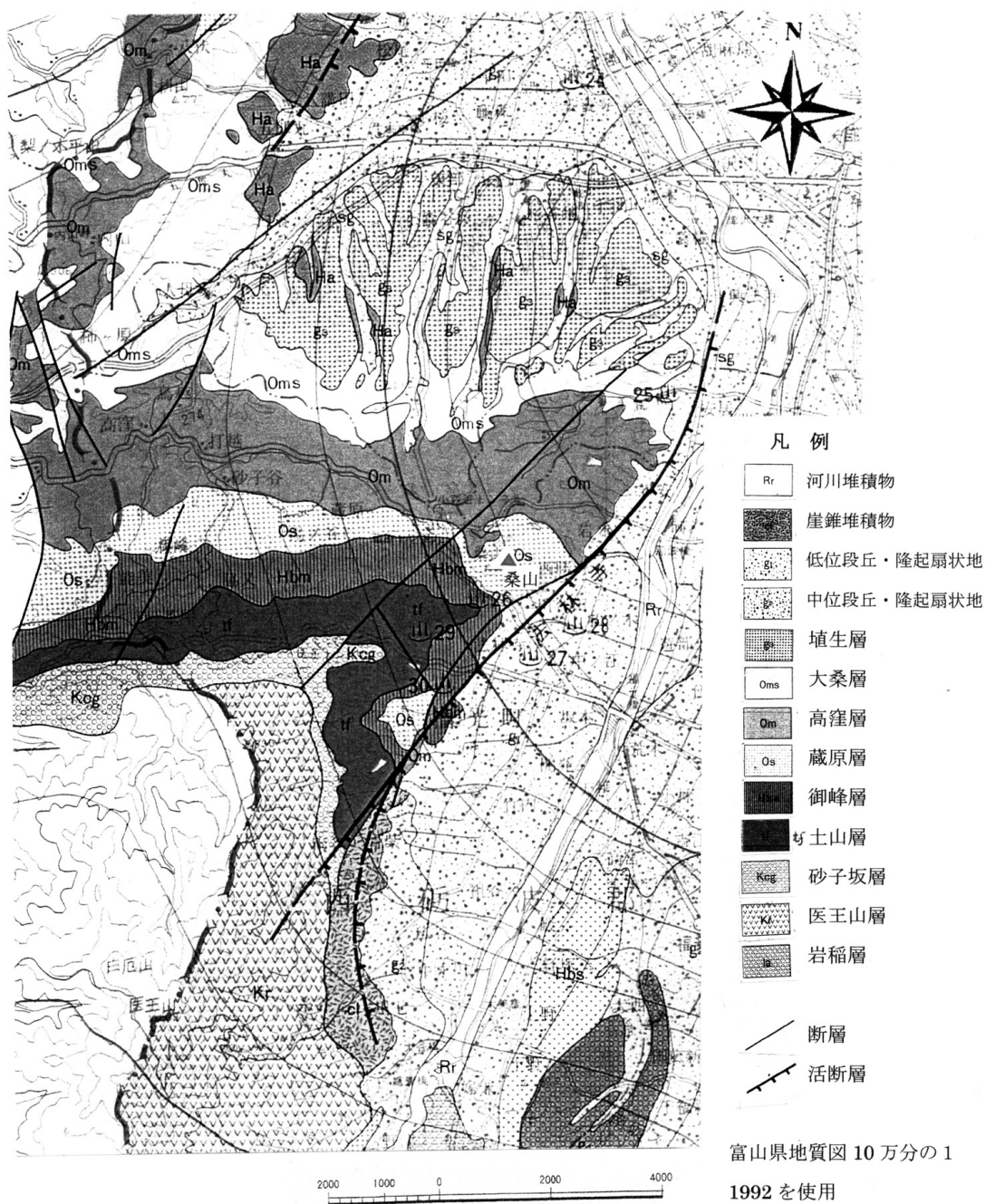
- 1 蔵原層の玉ねぎ状構造の球状風化と分布状況
- 2 球状風化を示す蔵原層上部、凝灰角礫岩の岩質
- 3 球状風化の形成プロセス

なお、タイトルの「玉ねぎ状構造の球状風化」の呼び方として、単に「玉ねぎ状構造」あるいは「球状風化」とも呼ばれることもあるが用語として明確にされていない。一般には簡略に「玉ねぎ状風化」や「オニオンクラック」などと呼ばれることが多い。ここでは、風化の一種として分かる用語「球状風化」を主に使用する。

*1 富山県（1957）富山県地質図説明書 p 63、地質調査所（1964）5万分の1地質図幅説明書 城端 p 22～23、富山県（1970）富山県地質図説明書 p 39

（これ以降の地学文献には蔵原層の記載はあつて

図1 桑山周辺の地質図



も上部の凝灰角礫岩については触れられていない。）

* 2 福光町（1971）福光町史上巻 p 4、8、福光町（2011）福光町史上巻 p 289、290

II 桑山周辺の地形・地質の概要

富山県・石川県の両県にまたがる医王山山地（奥医王939m）は北方に高度を減じながら蟹谷丘陵に連なり、さらにこの丘陵の西側で砺波山丘陵と接して、砺波平野の西側を縁取っている。医王山山地から蟹谷丘陵に連なる山麓部は、法林寺断層（N40° E45～50° NE）によって急崖となっており、大きな河岸段丘は発達せず、崖錐や地すべり、断層崖などが桑山の眼下に広がる特徴的な地形である。

図1は桑山周辺の地質を示したものである。図幅の南部に位置する医王山は、日本海拡大終期に活動した海底火山で形成された山地で、流紋岩～デイサイト・火山砕屑岩等からなる医王山層*が分布する。この医王山層を取り巻くように凝灰質な堆積岩が広く蟹谷丘陵に分布している。これらの地層の傾斜は8～20° Nで北方ほど緩傾斜を示すが、平野と接する東側山麓部では法林寺断層によりほぼ垂直に立っている。

層序の概要は下位より ① 前期中新世、フィッシュントラック年代15～16Ma（雁沢、1983）の流紋岩～デイサイト・火山砕屑岩等からなる医王山層で安山岩類の岩稲層に整合に重なる。② 医王山層には主に凝灰質砂岩及び凝灰質泥岩からなり、有孔虫やフジツボ等暖海性の化石を含む中期中新世の砂子坂層が整合に重なる。③ 上位に、中期中新世の軽石質粗粒砂岩、凝灰角礫岩、凝灰質泥岩等からなる土山層が整合に重なる。④ 中期中新世の御峯層が整合に重なる。主に砂質泥岩からなり、まれに白色凝灰岩や石灰質ノジュールを含む。⑤ この上位に中期中新世の「蔵原層」が整合に重なる。本調査で見つかった球状風化はこの蔵原層上部である。上部の凝灰角礫岩の岩質について

は本調査の検討事項であるので項を改めて記述する。⑥ 蔵原層の上位は主に砂質泥岩で、最上部が軽石質凝灰岩からなる鮮新世の高窪層が不整合に重なる。⑦ その上位は均質な砂岩で豊富な貝化石（寒流系を示す大桑一万願寺フォーナと呼ばれる一大塚、1939英）を含む鮮新世～第4紀更新世の大桑層が不整合に重なる。⑧ 蟹谷丘陵の最上位は中期更新世の埴生層が重なる。基底に礫をもつ砂岩、粘土層互層の潟・湖成堆積物と考えられている。

*医王山層 2000年に地層名命名の指針が改定された規約に基づいて「累層」は用いない。したがって、医王山累層は「医王山層」とした。同様に、埴生累層は「埴生層」とした。（参考文献 金子一夫（2001）富山県東部に分布する中新世火山岩―火山砕屑岩の層序と造構造史 地質学雑誌第107巻第12号 p 730）

III 蔵原層の新たな2つの事実

1 蔵原層の概要

（命 名） 市川ほか1990

（模式地） 南砺市蔵原

（分 布） 桑山より西方、金沢市二俣にかけて分布する。

蔵原層は下位の御峯層に整合に重なり、上位の高窪層には不整合に覆われる。軽石片を多量に含み、淘汰の悪い中～粗粒砂岩である。砂岩層中には多くの貝化石を産する。風化すると黄褐色を示し、一般にクロス・ラミナが発達する。上部は黒色の凝灰角礫岩で桑山に分布する。層厚は60～160m。本層は砺波市頼成の天狗山周辺を模式地とする天狗山層に相当することから下部はK・Ar年代1.5Ma（木村・辻1990）、上部は微化石から1.2Maと考えられている。

2 桑山における蔵原層の分布

桑山に分布する蔵原層は蔵原層上部に相当し、黒色凝灰角礫岩（玄武岩質凝灰角礫岩の可能性）及びその球状風化を示す風化層、褐色泥岩等から

なる。黒色凝灰角礫岩は桑山山頂部に厚く堆積しており、角礫は5～8mm大が多く、大きいものは50mm大もあり、かつて桑山石として採掘されていた。桑山の南斜面では標高220m付近、北斜面では標高230m付近より山頂部にかけて分布している。

3 観察露頭及び薄片採取場所

本調査の観察は主に桑山北斜面の道路沿いの露頭で行い、岩石薄片の試料は同露頭及び山頂付近の桑山石採掘・加工場跡で採取した。その地点は

図2 桑山周辺の地形図



図3 桑山における蔵原層の主要観察露頭の断面

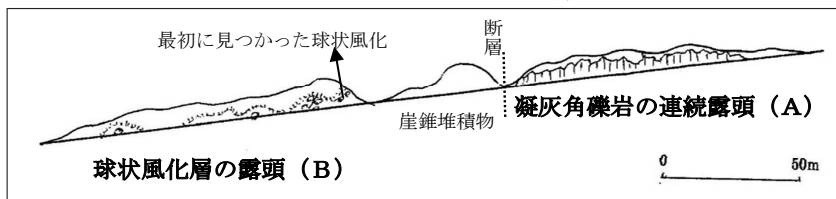


図4 断層亀裂の多い凝灰角礫岩の露頭 (A)

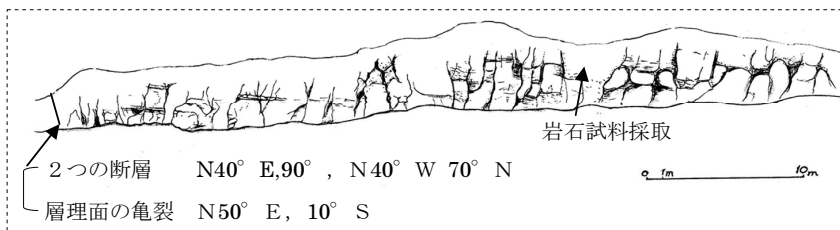


図2 桑山周辺の地形図に示すとおりである。また、図3は主要観察露頭の断面図で、黒色凝灰角礫岩の連続露頭と球状風化の風化層の露頭を示したものである。

主要観察露頭の長さは約200mで、球状風化が見つかった地点は図2中の●印で標高230m地点である。

この露頭は、黒色凝灰角礫岩の連続露頭 (A) と球状風化が見られる風化層の露頭 (B) があり、断層によって2分されている。(A) の露頭 (約80m) は黒色凝灰角礫岩の唯一の観察場所であるが、風化が進み表面は菌類が繁殖して白くなっている所が多い。またこの露頭の特徴は断層による縦裂が非常に多く、亀裂は露頭全体に1～1.5m間隔に入っている。観察される断層は上下の変位と横の変位が同時に生じる横ずれ断層 (N40° E90°) である。Bの露頭 (約80m) は球状風化が見られる風化層である。粘土化が進み土壌化して風化著しく、草木が繁茂して観察が見逃されやすい露頭である。

4 黒色凝灰角礫岩の岩質 新たな事実1

1) 岩石鑑定「玄武岩質凝灰角礫岩」

今回の岩質調査はつぎのような疑問から行ったものである。「桑山は低平な蟹谷丘陵の中で突出し孤立した山である。このような山は火山成因か

と思われるが、桑山山頂部には火山碎屑物で構成され溶岩は分布していないことから、火山であっても水中で爆発して陸上では溶岩が見られないような場合があるのでないか。」この疑問に対して、富山市科学博物館の増渕学芸員から冷水で溶岩が破碎して碎屑物になる水中自破碎溶岩があ

ることを指摘された。この疑問に対して文献では、
ア 「東部石黒村では安山岩の角礫凝灰岩が堆積し、桑山は火山の岩頸（ネック）である。」（市原実ほか1950 富山県及び石川県の地質学研究（其の2）金沢・石動・福光地域、地学No.2、p22）

イ 「桑山付近では本層上部に厚さ最大12mの輝石安山岩質の暗色の凝灰角礫岩・火山礫凝灰岩・岩滓凝灰岩がレンズ状に挟まれている。」（地質調査所1964 5万分の1地質図幅説明書 城端 p23・24）

ウ 「軽石片を含む中～粗粒砂岩よりなる。」藤井昭二ほか1992 10万分1 富山県地質図説明書（蔵原層上部に関する記述はなく、「安山岩質」の文言はとれている。）

以降の文献には、蔵原層の記載はあるが蔵原層上部に関する記述はない。

以上の文献で桑山の成因にかかわる情報が得られるものは、アの文献（1950）「火山岩頸」の記載に限られる。しかし、岩頸と思われる桑山山頂部には凝灰角礫岩が分布しており、溶岩は認められない。文献イでは火山岩頸には触れないでレンズ状に挟在する火山砕屑物とし、「輝石安山岩質の凝灰角礫岩・・・」としている。文献ウ以降は「軽石を含む」として「輝石安山岩質」とはしていない。検討事項として残されたものと受け止められる。

そこで、水中自破碎溶岩であるか、または輝石安山岩質ではないのか、岩石鑑定を依頼することにした。

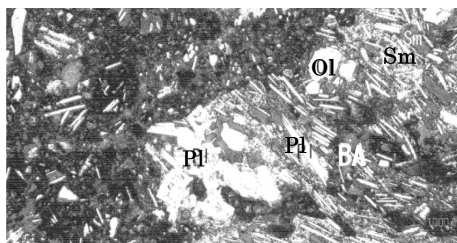
2012年12月、主要観察露頭の凝灰質部分と角礫部分の薄片を作製し、前者の薄片を（公益財団法人）益富地学会館に岩石鑑定を依頼した。その結果、岩石は1）水中自破碎溶岩ではない。2）玄武岩質凝灰角礫岩であることが判明した。

鑑定書には「肉眼の特徴は全体的に暗褐色の岩石で15mm以下の火山岩質角礫と、その間を充填する火山灰様の細粒からなる。偏光顕微鏡観察で

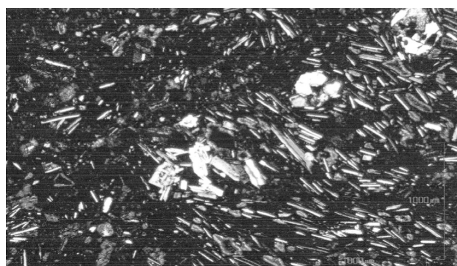
は、玄武岩質火山岩の角礫とその間を埋める斜長石、輝石類、褐色の粘土鉱物、暗色の玻璃質などからなる。岩石名は玄武岩質凝灰角礫岩（ph1 参照）である。と記載されている。

これにより水中自破碎溶岩でないという結論が出たが、ひとつ新たな事実判断に迫られることになった。文献イにより今まで「輝石安山岩質」として知られていた凝灰角礫岩が「玄武岩質」に変わることになる。

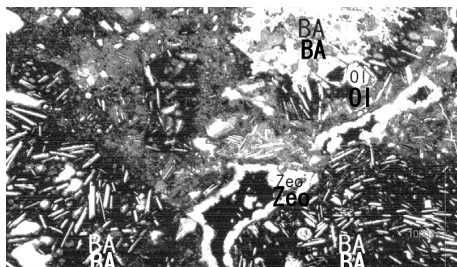
偏光顕微鏡写真



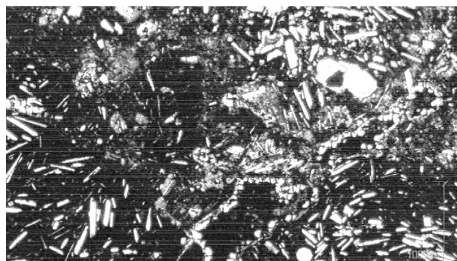
Ph1 シングルニコル



Ph2 クロスニコル



Ph3 シングルニコル



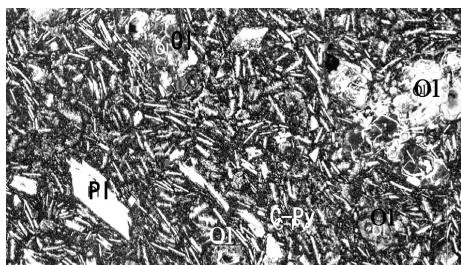
Ph4 クロスニコル

Pl : 斜長石 Ol : カンラン石 Zeo : 沸石類

BA : 玄武岩質角礫 短冊状～針状の集片双晶をなす斜長石

2) 黒色角礫の岩石鑑定「カンラン石玄武岩」

次に、同層の角礫部分の薄片を先の鑑定依頼先を変えて岩石鑑定を依頼した。その結果、角礫の岩種判定は、カンラン石玄武岩であった。鑑定書には「斑状組織で、斑晶は主に0.5mm以下の斜長石と1mm以下の変質したカンラン石からなる。少量の破片状の単斜輝石が見られるが、これは玄武岩がマグマとして上昇してくる過程で捕獲されたものと思われる。輝緑岩、あるいはドレライト質の捕獲岩を含んでいる。斜長石以外の大部分の斑晶は、自形～半自形結晶及び網目状に変質が進んでいることから、大部分が粘土鉱物に変質したカンラン石と思われる。」



Ph5 シングルニコル



Ph6 クロスニコル

Pl: 斜長石 Ol: カンラン石 C-Py: 単斜輝石

斜長石は長辺1mm前後の自形～半自形結晶で集片双晶が顕著である。カンラン石は全体が粘土鉱物に変質しているが、外形がカンラン石の自形結晶を示しているものも多い。

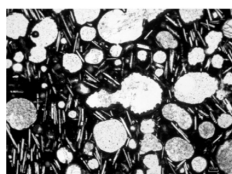
今回鑑定に出した黒色角礫は本層では最も多く代表される試料である。

以上、鑑定者を異にする専門家2件の岩石鑑定により、玄武岩質凝灰角礫岩であることは明白と思われる。

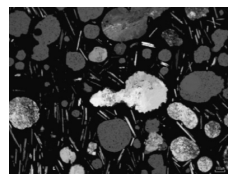
3) 各露頭の検証

事実判断をより客観化するため、再度5か所(図2参照)で岩石試料を採取して、凝灰質部分・角礫部分の薄片11枚を富山県総合教育センターで作製し、富山大学理学部で偏光顕微鏡観察を行い83枚の顕微鏡写真を撮影した。観察にあたっては(公益財団法人)益富地学会館で玄武岩35薄片、安山岩20数片を検鏡して玄武岩の特質を学ばせてもらった。

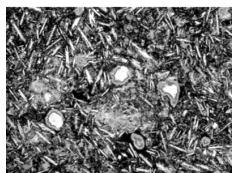
その結果、カンラン石の確認と短冊状の集片双晶をなす細粒斜長石の玄武岩組織を確認し、玄武岩質凝灰角礫岩と判断した。多くの薄片中には、極めて発砲度が高く、変質した粘土鉱物が充填しているもの(Ph7)やカンラン石がほとんど変質し粘土鉱物になっているもの(Ph8)などがある。この粘土鉱物は、カンラン石の変質であることが2回目の岩石鑑定を通して学び、判断できるようになった。



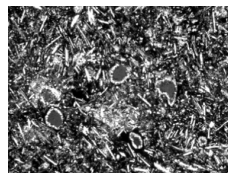
Ph7 シングルニコル



Ph8 クロスニコル

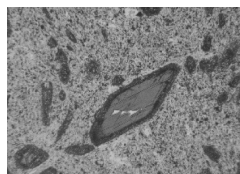


Ph9 シングルニコル



Ph10 クロスニコル

また、今後偏光顕微鏡観察で安山岩と混同することのないよう、相違を明確に知るため、周辺の岩稲層の安山岩及び戸室山の安山岩についても薄片を作製し、造岩鉱物、組織等の相違を点検した。



Ph11

前期中新世の岩稲層の一部
(吉見谷)、角閃石安山岩



Ph12

中期更新世の戸室山安山岩、
斜方輝石を含む角閃石安山岩

以上、検鏡による鑑定では、桑山に分布する蔵原層上部の凝灰角礫岩の岩質は、玄武岩質凝灰角礫岩と判断する。

但し、最終的には、化学組成分析の上、 SiO_2 の重量(%)が45~52%を示すかどうか調べることにする。それまでは「玄武岩質凝灰角礫岩の可能性」検討その1として終了し、次の分析研究につなげたい。

5 玉ねぎ状構造をもつ球状風化 新たな事実2

1) 球状風化層の観察

最初に1個の球状風化の殻が見つかった位置は図3の露頭(高さ約8m)で矢印で示した。この露頭は灰褐色の粘土質泥岩で、所々に固い泥塊が混じり、微細な黒色岩片が混在している。一見風化した土壌のような露頭であり、この1個の球状風化殻に着目することがなければ観察を見逃すような露頭である。



Ph13 玉ねぎ状構造の球状風



Ph14 ノジュール様の球状風化殻

見つけた球状風化の殻は、路面から3mの高さの所に露出しており、大きさは直径40cm大で、球状の殻皮が玉ねぎ状に剥離している様子が観察される。この下部周辺には剥離のないノジュール様の岩塊(Ph14)が見えるが、岩塊の下部を叩くと容易に割れ、玉ねぎ状の殻皮と殻皮の断面が露出したものであると分かる。ノジュール様の球状風化殻の大きさは50cm大である。

2) 球状風化の連続性

同様に、一つの球状風化殻を中心に周辺を注視

すると、球状風化殻は決してかなりの距離をおいて形成されているのではなくて連続していることに気付く。(五



Ph15 以前の風化殻の痕跡位の玉ねぎ層からも判断できる)

最初に見つかった風化殻の右上約50cmの場所に同心円状に亀裂が入った断面が見られ、これは過去の風化殻の痕跡と思われる。2つの風化殻の間は玉ねぎ状構造の殻皮の断面で充填されている。

3) 断層を伴う球状風化の露頭

最初に球状風化が見つかった位置から約8m北側で、風化殻の間に断層(N70° E, 50° S)が入っ

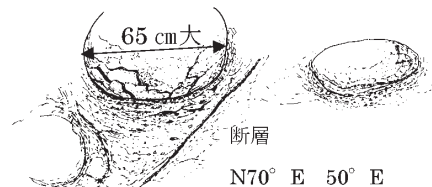
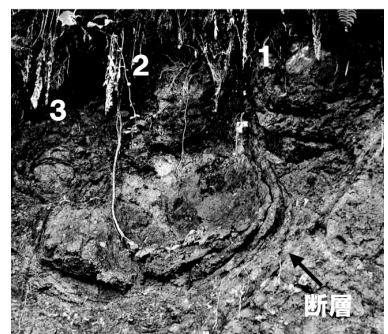


図5 散在する球状風化と断層

ている。ここでは球状風化殻の入り方が横並びではなく散在している。断層の傾斜の向き、下方に新たに風化殻が見つかった。断層で地層が乱れるとともに風化も一層進んでいる。発見数日後、3個の風化殻のうち1個(65cm大)が落下して破壊した。しかし、そのために球状風化殻の殻皮の厚さや構造が観察でき、



Ph16 落下跡の風化殻と痕跡の露出



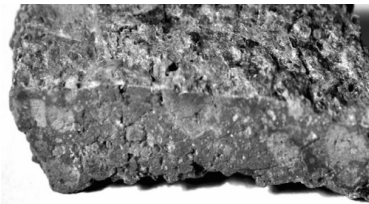
Ph17 風化殻の痕跡

また落下した風化殻の痕跡の上部と接する小さな1個の風化殻及び2個の痕跡が新たに露出した。



Ph18 落下した球状風化の復元

このような事実から球状風化は時間的・空間的に連続して形成さ



Ph19 拡大 落下した風化殻の破片

れていくことが分かった。Ph18は落下した球状風化殻の破片を集めて復元したもの。Ph19はその破片で、2～10mm大の黒色角礫や2～5mm大の淡褐色の角礫が多量混在している。以上、露頭の様子を述べたが、新しい球状風化殻を見つけながら露頭を拡大する結果になった。これより南下して掘り返せばまた新たな球状風化は露出するが、風化著しい露頭を考えて調査を終了した。

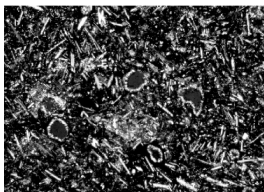
4) 球状風化の原岩

球状風化の殻及びその周囲の殻皮の肉眼観察では、風化が進み、鉄分の多い褐色泥岩や鈹物の変質した淡褐色粘土、風化した凝灰岩等の中に多量の細～中粒黒色岩片が目立つ。偏光顕微鏡下では、短冊状の細粒斜長石のほかは多くの変質した粘土質鈹物が見られ、外形からカンラン石と見られるものが多い。(Ph20)



Ph20 落下した風化殻の破砕片

Ph21は桑山の神明宮西側の桑山石採掘場跡の角礫を同様に調べたものである。短冊状の多数の細粒斜長石と変質したカンラン石の粘土鈹物が多数見られ、



Ph21 桑山石採掘場跡の角礫

ほぼ Ph20と一致している。

したがって、球状風化の原岩は玄武岩質凝灰角礫岩の可能性が高い。

5) 球状風化形成のプロセス

球状風化が見られる岩石は、一般に花崗岩、玄武岩、安山岩など節理が生じる火成岩に多く見られるが、節理によって球状風化の岩塊が形成されるのである。しかも3方向の節理が形成の条件となる。

(1) 凝灰角礫岩の岩塊形成

桑山の球状風化は原岩が凝灰角礫岩である。溶岩のようにマグマの冷却時に生成される節理はない。したがって、節理がなくても3方向の何らかの亀裂がなければ形成されない。しかし、この問題についてはこれまでの観察の中で推論できる。ひとつは、図3の球状風化層の露頭に断層があること。二つ目は球状風化の原岩である凝灰角礫岩の露頭(図4)に断層及びそれに伴う多くの縦裂があること。要するに、断層によって生じる亀裂が岩塊をつくる節理の役割を果たしていると推論する。

ちなみに、図4の露頭で考えると、3つの亀裂の原因となる断層は、(1) N40° E 90° (縦の変位と横の変位をもつ右横ズレ断層)(2) N40° W70° N (左横ズレ断層)の2つの断層と考えられる。前者は露頭の縦の亀裂と同時に層理に沿った横の亀裂 N50° E10° Sを生んだ。後者は露頭の背面に縦に入る亀裂である。この図4の凝灰角礫岩露頭が今後長年にわたって風化が進行すれば球状風化が形成されと考えられる。



Ph22 横ズレ断層 図中、矢印実線の向きAに横ズレ、矢印点線の向きBに上昇

(2) 球面体及び殻皮の形成

断層により亀裂が生じて岩塊ができ、球状に風化していくプロセスは、次のように考えられる。

① 水による風化

凝灰角礫岩は吸湿性が強く水をよく浸透して風化速度が速い。特に亀裂が集まる交点となる部分は雨水や地下水が集中して浸透し、溶脱や鉱物の粘土化など化学的風化の進行が一方の亀裂よりも速い。したがって、交点では鉱物間の凝縮性が弱められ岩石の分解による脆弱化が速く進む。そして、雨水等による浸食作用など物理的風化は交線や面よりも速く進行する。次いで交線、面となり、このような風化作用の速度の差が球面体をつくると考えられる。

② 膨張・収縮による風化

気象の変化、特に気温の変化や乾燥・凍結などによる鉱物の膨張・収縮が鉱物間の凝縮性を弱め、岩石が分解して風化を助長する。

吸湿性・保水性の高い凝灰角礫岩では、表面は乾燥しやすいが内部は常時保水されている。この状態において、気温変化による膨張・収縮を考えると、岩塊の表面と内部とでは膨張量に差が生じて、ある限界面でひずみが生じることが考えられる。球状風化の殻皮剥離面はこのひずみから生ずるものでないかと思われる。またひずみから水が浸透すると化学的風化が進み、剥離面は広がり間隙を大きくして風化が進行していくことが考えられる。

③ 玉ねぎ状の構造

殻皮の剥離面が形成されると、殻皮の脆弱な表面から剥がれ割れていく。一枚の殻皮が剥がれると、この繰り返しは順次内部へと進み玉ねぎ状構造が形成されると考えられる。

以上、球状風化の成因について、図4断層亀裂の多い凝灰角礫岩の露頭(A)を原岩として想定し、観察から考察したものである。球状風化層の露頭(B)は露頭(A)と断層で接しており、露頭(A)より古く断層により持ち上がった地層と

考えている。

また、球状風化の成因については、次のようにも考えている。露頭(A)と同じ層が断層により崩壊し、多量の岩塊を含む崖錐堆積物ができた場合、亀裂から長時間をかけて球状の岩塊を形成する必要はなくなる。したがってそれ以降の殻皮形成から風化が進行して短時間に球状風化が形成されることになる。このように考えると、露頭(B)は露頭(A)よりも風化が進んでいるから露頭(A)よりも時代的に古いと考える必要がなくなる。この考えは、桑山北方の間谷ため池に出ている球状風化の異様な露頭の解釈に応用できることに気付いたのでここに書き加え留めたい。

(3) 球状風化の形成時期

蔵原層の堆積時期は1.5～1.2Maと考えられているので球状風化の形成はそれ以後である。今回の球状風化は断層と関係があり、その時期が分かればそれ以降の風化と考えられる。桑山から間谷ため池にかけては、北東―南西～東北東―西南西方向の右横ずれ断層が多く見られるが、この断層が上位のどの地層まで切っているか観察からは不明である。飛越地震を起こした跡津川断層(1858)は右横ずれ断層であるが、まだ150余年しか経過しておらず、球状風化の形成は考えがたい。しかし、断層のタイプから古い飛越地震と関連があるかもしれない。

IV まとめ

今回の調査から、桑山の蔵原層上部において、次の二つの新たな事実が見つかった。

- 1 桑山標高230m地点の蔵原層上部に、富山県内2例目の玉ねぎ状構造をした球状風化が見つかったこと。
- 2 蔵原層上部の凝灰角礫岩は「輝石安山岩質凝灰角礫岩」とされてきたが、今回の調査で「玄武岩質凝灰角礫岩」の可能性が高まったこと。

また、球状風化の原岩は玄武岩質凝灰角礫岩(可能性)であること。

一つの疑問が2つの事実を生んだ。しかし、岩質については今後成分組成の分析を行い、角礫のSiO₂量が45～52wt%であるか引き続き検討する。同時に、玄武岩質凝灰角礫岩の噴出源については新たな課題として取り組む。

なお、蔵原層上部の球状風化の形成時期に関しては、断層がかかわっているが、現状では調査が極めて困難な状況であり、今後の研究に待ちたい。

調査研究にあたっては、富山大学名誉教授藤井昭二先生をはじめ、富山大学理学部教授石崎泰雄、富山科学博物館学芸員増渕佳子、(公益財団法人)益富地学会館主任研究員藤原卓、富山県総合教育センター研究主事満保嘉章、新川みどり野高等学校教頭金子一夫等の諸先生方や福光自然解説員の皆様に、ご指導とご協力を賜りましたこと深く感謝申し上げます。

(はぶいひろし 砺波散村地域研究所研究員)

福光町(2011) : 福光町史上巻 p 289、290

(参考文献)

- 市原実・石尾元・森下晶・中川衷三・津田禾粒1950 :
富山県及び石川県の地質学研究 (其の2)、金沢・石動・福光地域、地学 No2, P 22
- 中部日本鉱業研究所1957 : 富山県地質図説明書 p 63
- 地質調査所 1964 : 5万分の1 地質図幅説明書
城端 p23～24
- 富山県 1970 : 富山県地質図説明書 P 39
- 富山県 1986 : 富山県の地形・地質 p123
- 富山県1992 : 10万分の1 富山県地質図説明書、p53
- 金子一夫 2001 : 富山東部に分布する中新世火山岩一火山砕屑岩層序と造構造史 地質学雑誌第107巻第12号 p730～732
- 土生居弘・溝口秀勝他2005 : 西勝寺地区環境調査報告書 富山県砺波農地林務事務所 (西勝寺間谷ため池) p6～12
- 編集委員会編 1996 : 日本の地質 5 「中部地方Ⅱ」 共立出版 P106～107
- 黒田吉益・諏訪兼位共著 2010 : 偏光顕微鏡と岩石鉱物 共立出版株式会社 p103～107
- W・S マッケンジー・A・E/アダムス 2005 : 岩石記載学入門 p67～82
- アーサー・ホームズ緒 1984 : 一般地質学Ⅱ 東京大学出版社 P251～253
- 福光町(1971) : 福光町史上巻 p 4, 8,

芹谷山千光寺の開基僧について

安カ川 恵 子

はじめに

- 1 千光寺の開基年代について
- 2 千光寺の開基僧について

- 3 享保11年「越之中州般若野芹谷山千光寺縁起」について
おわりに

はじめに

砺波郷土資料館では平成26年10月10日から11月30日まで、第38回郷土先人展として「芹谷山千光寺と法道仙人展」を開催した。この展示は千光寺をテーマに、砺波市美術館、となみ散居村ミュージアムと共に三館共同企画展の一環として開催したものである。美術館では、仏像や絵画・書、となみ散居村ミュージアムでは、千光寺の四季の写真展览展示したもので、美術館・となみ散居村ミュージアムともども市内外から多くの来館者があり好評であった。

砺波郷土資料館では14年前の平成12年に、第24回郷土先人展として「真言の古刹 芹谷山千光寺の方丈さんたち」と題した展示を行っている。これは、文字として現在も残されている史料に基づいて、江戸時代以降の歴代の千光寺住職の事蹟を紹介したものであった。今回は、奈良時代以前の大宝3年(703)という、非常に古い時代に千光寺を開いたとされる「法道仙人」を採り上げた。

法道仙人は『元亨釈書』(鎌倉時代末、虎関師錬著)に記された、播磨地方を中心として多くの寺院を開基したとの伝承を持つ伝説的な仙人である。そのような仙人に関する開基伝承がなぜ遠く離れた北陸の砺波に伝えられているのだろうか、この点が私にとって最も興味深いことであった。法道仙人についてはすでに多くの論文が発表されており、千光寺について触れている論考もあるが、

千光寺文書^(注2)を使用しているものはない。現在千光寺から発行されているパンフレットには「大宝3年(703)、渡来僧の円徳法道上人が開祖と伝えられています」とある。千光寺の開祖は、大宝3年に渡来した「円徳法道」という一人の僧であると解釈できる。しかし、千光寺に残されている文書を繙くと「円徳法道」という人物が初めから記録されていたというわけではないことが分かる。本報告では千光寺に残されている縁起や由来書きを見ることにより、法道仙人説がなぜ砺波のこの地へ定着したのかを考察してみたい。

1 千光寺の開基年代について

表1は、千光寺文書の中で、千光寺を開基した人物が記された文書を年代順に並べたものである。ここで最も注目したいのは開基年が一貫して「大宝3年(703)」として記される点である。

『元亨釈書』によると、法道仙人が日本で初めて寺を開いたのは播磨国の法華山一乗寺(現兵庫県加西市)で、白雉元年(650)とされている。千光寺を開いたとされる大宝3年という年代は、それから数えると53年後ということになる。

播磨地方を中心にその周辺の摂津や丹波での法道仙人の開基伝承を持つ寺院は中前正志氏によると約200あり^(注3)、その年代は7世紀中～後期(孝徳天皇の大化年間～白雉年間645～654、あるいは天武天皇673～686在位)とするものが多い。それと比

表 1 千光寺縁起・由来書など一覧

史料番号	年 代	開基年	開基僧	出典
1	貞享2 (1685)年6月1日	大宝3年 (703)	唐僧円徳上人	石川県立図書館蔵「寺社由緒書上」
2	宝永元(1704)年10月	大宝3年 (703)	唐僧円徳上人	千光寺文書3号「千光寺由来書」
3	享保11(1726)年	一	法道仙人	千光寺文書5号 「越之中州般若野芹谷山千光寺縁起」
4	享保12(1727)年4月29日	大宝3年 (703)	唐僧円徳上人	千光寺文書799号 「正観音開帳願書控」
5	享保12(1727)年6月10日	大宝3年 (703)	天竺の沙門円徳上人法道仙人	千光寺蔵「千光寺略縁起」木版
6	寛延2 (1749)年	大宝3年 (703)	法道仙人消して唐僧円徳上人	千光寺文書7号「千光寺由来書控」
7	寛政4 (1792)年4月	大宝3年 (703)	法道仙人、往昔円徳上人、道明比丘とも	千光寺文書8号「由来書」
8	文化3 (1806)年4月	大宝3年 (703)	法道円徳上人	千光寺文書9号「由来書控」
9	弘化2 (1845)年	大宝3年 (703)	天竺の沙門法道仙人(明治9年追記で「法道上人」)	千光寺文書11号 「正観世音略縁起草稿」
10	明治3 (1870)年5月	大宝3年 (703)	法道円徳上人	千光寺文書14号 「越中芹谷山千光寺由来記」

較すると、千光寺の大宝3年は若干遅いようである。

これは、「開基僧を法道仙人とすれば」という前提あつてのことである。いずれにしても、いつの時点からか、「大宝3年」という年代が千光寺で伝承されてきたのであろう。^(注4)

2 千光寺の開基僧について

まず、史料1の貞享2年^(注5) (1685)のものには千光寺開基は「円徳上人^(注6)」とある。千光寺55世良遍の代に当たる。この書上げは加賀藩下の初期の寺院の実態が分かる非常に重要な文書である。残念ながらこの時の書上げの控えは千光寺に残されていない。加賀藩が正式に受領した史料ではなく、千光寺に控えもしくは下書きがあればどのような経緯でその文書を作成したのか垣間見られる場合もあり、ちょっと残念である。ここには「一、芹谷山千光寺開闢者、大宝三年唐僧円徳上人之建立」とある。この時点での千光寺の開基は唐の僧である円徳上人であつた。

次の史料2は貞享2年から19年後の宝永元年(1704)の由来書控えである。貞享2年と同じく55世良遍の代に当たる。一紙文書で、千光寺から芹谷村肝煎に提出されたものである。端裏書によ

り、郡奉行から山林改めがあつたので在所の肝煎へ提出した文書の案文であることがわかる。貞享2年の書上げと比べると特別異なる点は見られない。千光寺の開基はやはり唐の僧円徳上人である。

次の享保11年の史料3が、千光寺に^(注7)「法道仙人」が登場した最初の文書である。史料1、2は藩からの問い合わせに答える形で藩へ提出された一紙文書であつたが、本縁起は形式もその内容も非常に異なる。長さ5メートルにもおよぶ巻物であり、開基とされる法道仙人についての具体的な記述から始まり、千光寺歴代住職の名、その事蹟、千光寺の概要的な歴史・エピソードなどが記されている。

このような長大な縁起は(少なくとも現存する千光寺文書の中では)、他に例はない。この縁起が作られたのは、次に紹介する史料4から、来るべき秘仏である正観音の開帳に向けて作成された本格的な縁起であることがわかる。本縁起の内容を紹介する前に史料4を見ていただきたい。

本文書は、享保12年4月29日に、秘仏である千光寺本尊の観音像の開帳実施を藩(宛先は当時の藩の真言宗触頭明王院)へ願い出たものである。この文書の大意(開帳に関する部分のみ)を述べると、

「千光寺の本尊は閻浮檀金の正観音像で、大宝3年、開基である唐僧の円徳上人が持って来られたものであります。この観音像は秘仏で、今まで、寛永6年(1629)に開帳を実施したことを申し伝えております。それから33年後の寛文2年(1662)には当寺は無住であり、その次の33年後の元禄8年(1695)には当時の住職が大病を患っており、ともに開帳することができませんでした。近年は堂宇が大破して自力での修復は困難であります。そこでこの度99年後となる享保12年に開帳を実施し、参詣人の助力もいただいて堂宇の修理もいたしたいと思っております。なにとぞ開帳の実施を許可していただきたいと存じます。」

どうしても開帳を実施したいという理由が切々と述べられているが、その主たる目的は大破している堂宇の復旧である。ここで注意したいのは、千光寺の開基は、いままでと同じように「唐僧円徳上人」と述べられている点である。

そこで、多分この願書を提出する以前に作成されていたと思われる「千光寺縁起」に目をもどす。これは、「越之中州般若野芹谷山千光寺縁起」と題された縦32cm、横565cmの、紙本墨書、巻物形式の文書である。当時の住職である58世正遍が編纂した漢字だけの白文である。

ここでは先にも述べたように初めて千光寺開基として「法道仙人」の話が記述されている。表2は、法道仙人に関する部分を『元亨釈書』と本縁起とを比較したものである。その内容は『元亨釈

書』の法道仙人伝にきわめてよく似ていることが分かる。

この文書では、それ以前のものは「円徳上人」であったのにここで突然法道仙人を登場させていることに関して説明が必要だと思つたらしく、「(法道) 仙人或称円徳上人亦曰道明比丘」との文言が入れている。法道仙人は円徳上人とも称し、さらに道明比丘とも言われたというのである。^(注8)

次に史料5を見る。ここでは、「天竺の沙門円徳上人^{法道仙人}」となる。本史料は、実際に開帳が実施された享保12年(1727)に、参詣した人々に配られたと思われる木版刷りの「略縁起」である。本文書の題名の下に「当山の来由具に伝記に在之といへども、事繁故に今此に略す」との文言があることから、先の史料3を略したものであると思われる。ここで、それまでの書上げで記述していた「円徳上人」に「法道仙人」が同一人物として付け加えられて一般の人々に配布されたのである。

史料4で「円徳上人」としていたのが享保12年4月29日のことであるが、それからほぼ一月後の同年6月10日から始まった開帳の縁起には「円徳上人」と「法道仙人(二行割)」を併記している。

当時の住職がどうしても法道仙人を千光寺に結び付けたかったのは、本尊の観音像を「天竺伝来」の仏像にしたかったからであろう。ここで、それまで唐の円徳上人が持ち来った観音像、すなわち唐の仏像であるとされてきたのが、この縁起により法道仙人が天竺から持ち来った尊像となったのである。「三朝無比の霊体也」とあり、三朝、す

表2 元亨釈書・千光寺縁起の、法道仙人に関する記述比較

書名	法道仙人は	日本への渡来				飛鉢の法		天皇・朝廷との関係			建立寺院	その後
		経路	降り立った場所	持物	出現した神	別名	米一依落ちた村					
元亨釈書	天竺の人 靈鷲山 五百持明仙 金剛摩尼の法	紫雲に乗り 天竺→支那→ 百済→日域	播州印南郡法華山	千手大悲銅像 仏舍利 宝鉢	多聞天王 牛頭天神 生石大神	空鉢仙人	米陸村、米田	孝徳天皇	天皇の病を 治癒	君臣に弘演釈門 無遮会	大殿建立 (のちの一乗寺)	香輦へ帰る
千光寺縁起	天竺の人 耆闍崛山 五百持明仙 金剛摩尼の法	鷲嶽→五天→ 支那→日域	越中般若野の東	観世音菩薩	一神童(山神) 明王	空鉢仙人	射水郡米嶋	文武天皇 八百封戸・墨田1千畝を賜う	天皇の病を 治癒 諸侯の不平を除く	大六の仏像千体講 無遮会 弘演釈門	庵を結ぶ (のちの千光寺)	

なわち天竺・中国・日本の中でもこれ以上ない素晴らしい仏様ということになったのである。

次に史料6。寛延2年(1749)の千光寺由来書控である。住職は第59世性海。この性海という人は、58世正遍の弟子で、正遍の指示に基づいて享保11年の縁起を実際に浄書した人である。その性海が、この書上では、いったん開山を法道仙人と書いた後、唐僧円徳上人と書き直している。本文書は、貞享2年や宝永元年のものと同じように、藩からの要請に対して寺が書上げたもののようである。この書き振りから見ると、藩に提出されたものには開山は法道仙人ではなく、従来通りの円徳上人にしたのではないだろうか。いずれにしても、この時はまだ寺そのものが円徳上人とするか、法道仙人とするか揺れていたようである。

次の史料7は寛政4年(1792)、64世行遍の代である。先の59世性海から5人目の住職となる。本文書の内容は享保11年の巻物縁起に拠っているようで、法道仙人を円徳上人、さらには道明比丘とも称している。これは享保の縁起と同じであるが、本文書ではこれらの称号は文武天皇から贈られた号とする点が異なる。

この文書は袋綴の6枚もので、藩へ提出された一紙文書とは明らかに形式が異なる。もしかすると開帳が行われたかもしれない。先に行われた開帳の年は享保12年(1727)であった。その33年後の宝暦10年(1760)には観音堂が建立されており、その年にも開帳が実施されたと思われる。寛政4年はさらにその32年後に当たる。また、同年には同じく行遍により書籍目録が作成されている。

次の史料8は文化3年(1806)のものである。寛政4年のものと同じく袋綴の6枚ものである。66世常寂の代である。ここでは、「中天竺五百持明仙之上首法道上人」と書いた後、「法道」と「上人」との間に小さな丸印を書き、横に「円徳」と付け加えている。ここに「法道円徳上人」という一人の人間が作られたといえる。

この文書は、冒頭に「由来就御尋申上候」との

文言があることにより、藩からの要請で作られたものだということが分かる。開關に関することに続けて、拝領山や祈祷など、藩との関係についての文言が多い。この年、多くの寺社由来が藩へ集められており、『加越能寺社由来』にも採録されている。本文書はそのような藩の調査の一環として提出されたものである。

次の史料9は弘化2年(1845)のものである。黒字のほかに朱色の書き込みがあり、表紙に記された文言により、黒字は弘化2年の記述で、朱字は明治9年(1876)の追記であることが分かる。弘化2年の31年後が明治9年であり、ともに開帳がなされたと思われる年である。罫紙綴り9枚の文書で、弘化2年のものは69世秀禅によって書かれ、明治9年の追記は70世法禅である。

弘化2年の記述では「天竺沙門法道仙人」とあるが、朱字で「仙人」を「上人」と直している。ここで、それまで「仙人」だったのを人間としての「上人」とした。

次の史料10は明治3年5月に千光寺から触頭宝集寺へ提出されたものである。本文書では文化3年の史料8に基づき、「法道円徳上人之開關」としている。

このように、江戸時代の初めの頃は「円徳上人」であったのを、享保12年の開帳を境として「法道仙人」が付け加えられ、さらに時間をかけて「法道円徳(もしくは円徳法道)上人」という一人の人物をつくりあげてきたことが分かる。

3 享保11年「越之中州般若野芹谷山千光寺縁起」について

先にも述べたように、この縁起は99年間実施していない本尊である秘仏の観音像の開帳を意識して作られたものである。ここに記される法道仙人についての事蹟は『元亨釈書』に記される法道仙人の事蹟と非常によく似ている。この縁起を作成した千光寺58世正遍はどこからこの情報を得たのであろうか。

千光寺には多くの古書籍が残されている。調査に当たっている氷見市立図書館の森越博氏によると、その数は6000冊以上にのぼり、現時点において富山県内では他にほとんど例のないくらいの蔵書数だという。^(注11)千光寺の蔵書調査は現在進行中なのでその全容は明らかではないが、今回の展示に使用する古文書を借用に行ったおりに、たまたま『元亨釈書』を発見し、今回の展示にそのうちの数冊を借用した。『国書総目録』によると、『元亨釈書』の版本としては、五山版や慶長古活字版など古い貴重な版本もあるようだが、千光寺で見つけることができたものには残念ながら奥付きがなかった。しかし、『元亨釈書便蒙』や『元亨釈書微考』という、元亨釈書の解説書などもあり、これもまたたまたま見つけることができた『元亨釈書便蒙』のうち、法道仙人の記述のある巻には奥付きがあり、それは享保元年とあった。

正遍によって作成されたこの縁起は、『元亨釈書』のほかに石動山古縁起からの影響を受けていると以前から指摘されているが、^(注12)少なくともこの法道伝承については正遍が『元亨釈書』およびその他のさまざまな書物を学ぶことによって作り上げたものと思われる。

おわりに

本報告では、千光寺に残されている縁起や書上げ類を見ることにより、千光寺の開基は、当初「唐僧円徳上人」とされていたのが、享保の開帳を機に「天竺の法道仙人」が加えられ、その後「円徳法道上人」として一人の人物が作られてきたことを明らかにした。

蛇足であろうが、一言お断りしておきたいのは、本報告はあくまで文書史料上での作業である。千光寺が古代に開かれ、今日にいたるまでの1300年もの長きにわたってその法灯を守り続けてこれたことに對していささかも異を唱えるものではない。古代・中世などの古い時代のことはいざ知らず、文書史料が残されている近世以降、歴代住職

をはじめ、その周りの檀家の方々や地域住民の多くの人々の信仰の力が今日の千光寺を作り上げてこられたことに心から敬意を表するものである。

最後に、古代砺波において千光寺の立地する庄東地区の歴史的位置付けをしてみたい。

千光寺の立地する庄東山地の西側には現在庄川が流れているが、古代にはこの流路はなかった。

8世紀の中頃、そこに東大寺の庄園が設定された。伏木には越中国の国府が置かれ、国守として大伴家持が赴任し、天平感宝元年（749）には荘園占定にやってきた東大寺僧を接待している。また、神護景雲元年（767）の東大寺荘園「伊加留岐村墾田地図」には「般若寺」の記載があり、当時寺院が存在したことは明らかである。さらに、近くの福山には8世紀後半の須恵器を生産する窯があり、そこから仏教寺院に関わる瓦塔が出土している。

このように8世紀中ごろにはこの地でなんらかの仏教的な活動が行われていた可能性は大きい。千光寺が開かれたという大宝3年（703）とは半世紀の差があるが、何よりも本尊である観音像が白鳳期（7世紀後半から8世紀初頭）の作であり、本格的な仏教活動以前の萌芽的な活動があったとしても不思議なことではなからう。

今回の展示には千光寺の全面的なご協力をいただきました。住職の安念道雄氏をはじめ前任職有聲・葉子ご夫妻に心からお礼申し上げます。

（やすかがわけいこ 砺波郷土資料館主任学芸員）

（注）

- 注1 ・東郷松郎「法道仙人説話について」『神戸商科大学人文論集』7-2 昭和46年
・『兵庫県史 第1巻』昭和49年
・田中久夫「能登方道仙人と十一面観音信仰」『御影史学論集6』昭和55年
・藺田香融「法道仙人考」『平安佛教の研究』法蔵館 昭和56年
・中前正志「法道仙人の進出」『説話論集第五集 仏教と説話』清文堂出版 1996年
・嶺岡美見「説話にみる飛鉢の法」『久里-KURI-』

このほかにも多数

注2 『砺波市歴史資料調査報告書 第13集—千光寺文書目録—』 砺波郷土資料館 平成14年

注3 中前正志前掲論文

注4 江戸時代初期の加賀藩へ報告した書上げから記されていることにより、江戸時代以前からといってもいいのではないかと私は思っている。

注5 これは加賀藩下での江戸時代の最も古い由緒書上げであり、各寺院から寺社奉行に提出されたものである。展示では石川県立図書館所蔵のものを使用した。なお、『加越能寺社由来』に活字化されている。

注6 円徳上人について、富山大学人文学部教授の鈴木景二氏から以下の御教示をいただいた。

宝亀7年(776)の「東大寺六宗未決義」(『大日本仏教全書』)に、「小学頭満位僧 円徳」とある。千光寺の開基とされる「円徳」と同一人物であるかどうか全くわからないが、東大寺の中ぐらいの位の僧円徳が莊園のある砺波にやってきて、千光寺のもとになるような宗教活動を行った可能性も全くゼロではない。もしそうなら、その記憶が長い間伝承され、江戸時代になって加賀藩に書き上げられた千光寺の縁起に痕跡を残したという想定もありうる。

注7 注2の『調査報告書第13集』では年代を「享保12年頃」としているが、今回「享保11年」と特定した。なお、原文は『砺波市史資料編4 民俗社寺』(砺波市 平成6年)に収録。なお金子容士氏による読み下し文は 尾田武雄「千光寺縁起と法道上人伝説」(『土蔵』12号 平成14年)に収録

注8 道明比丘について、『元亨釈書』巻28長谷寺の項に「長谷寺。比丘道明。沙門徳道^{乃法道}_{仙人也}」とある。長谷寺は比丘道明と沙弥徳道の二人が協力して開創したところとされており、この沙弥徳道と法道仙人が同一人物とされている。この話は「法道」と「徳道」の混線が見られる説話としてよく知られているが、これとおなじようなことが千光寺縁起にもみられる。

注9 千光寺文書4号「千光寺縁起」

注10 「北越東嶺芹溪山般若台書籍目録 千光眼寺六十四葉寺務行遍」千光寺文書1771号

注11 森越博「千光寺の古書 概要と特徴」『越中真言の古刹 芹谷山 千光寺展』千光寺展実行委員会 2014

注12 橋本芳雄「石動山縁起と五社権現」『山岳宗教史研究叢書10 白山・立山と北陸修験道』名著出版 昭和52年

尾田武雄「千光寺縁起と法道上人伝説」『土蔵12号』平成14年

史料 1 (1685)
貞享二年六月 寺社由緒書上 開闢は「唐僧円徳上人」

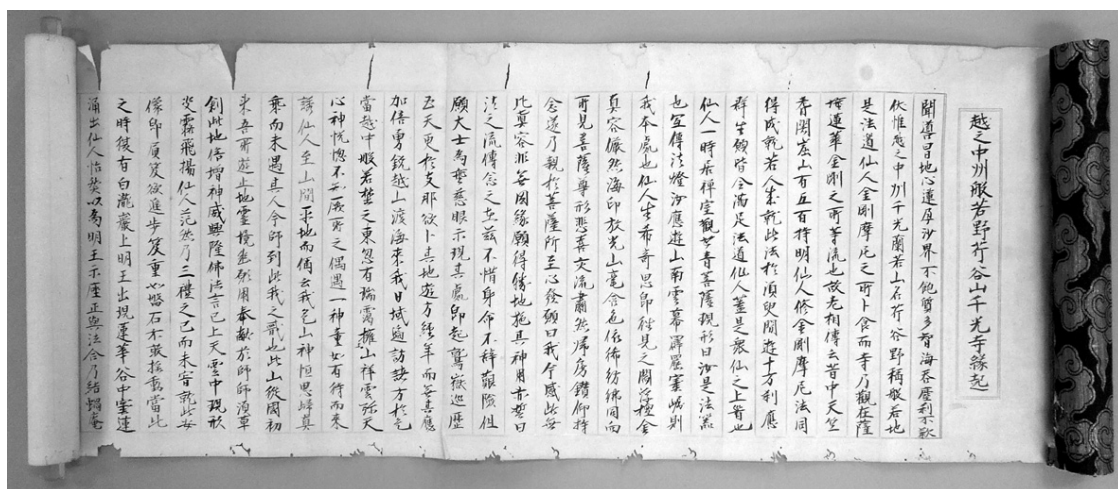
由來御尋付申上候

一 芥谷山十光寺開闢者大寶三年唐僧圓徳上人建立
至當歲九百八十三年罷成候本尊正觀音秘佛而唐鑄

史料 2 (1704)
宝永元年十月 千光寺由來書 開山は「唐僧円徳上人」

一 當寺開山者唐僧円徳上人
大寶三年建立
正觀音秘佛而唐鑄
山名代々山林居屋敷
秘佛而唐鑄

史料 3



史料 4

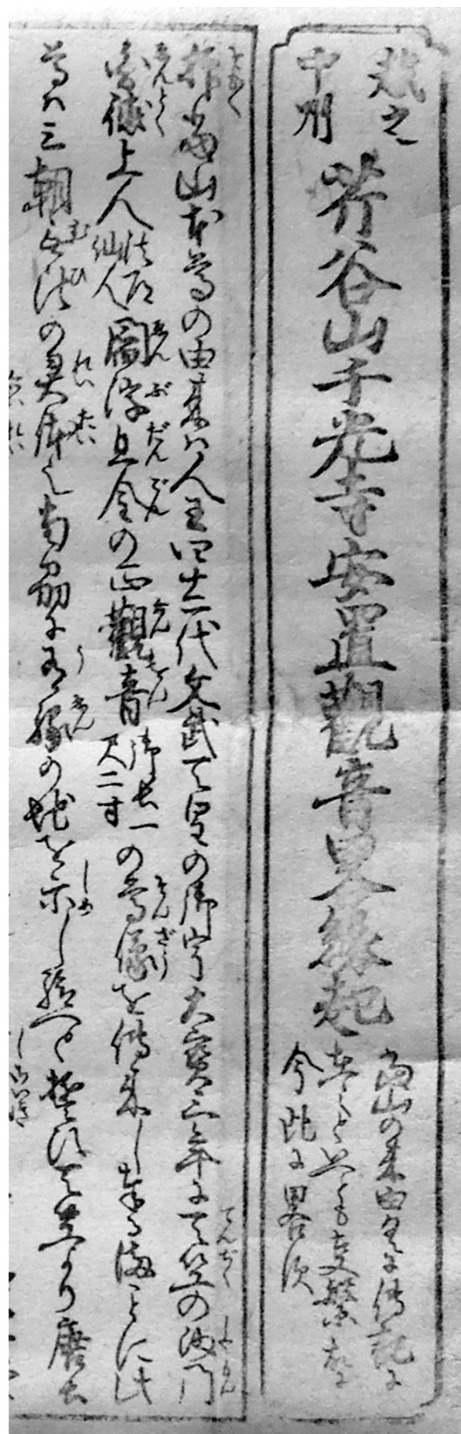
(瑞雲寺) [享保十二年 開帳願紙面之控 千光寺]	拙寺本尊者閻浮檀金之正觀音御長壹尺寸之尊像	大宝三癸卯年開基、唐僧圓德上人持來之本尊二而御座候、	五拾貳世之住持乘遍代、寛永六己巳年六月朔日廿一日迄	三七日之間開帳仕候由代々住持申伝候、其次三拾三年寛文	貳年三開帳可奉願処、其節無住二而不奉願候、其次三拾三年	元禄八年二可奉願処、五拾五世之住持良遍大病二付開帳	不奉願候、然所二近年堂宇及大破自力修覆難仕候二付、	今般奉願致開帳參詣人之助力を以修理仕度奉存候、今年	九拾九年二相当り候間、当六月七日六同廿日迄二七日之間開帳被	仰付被下候者忝可奉存候、当山之義者古跡二御座候二付、	大納言様御時代前田源峯様御取次二而御印頂戴仕罷有候	処、焼失仕申二付御断申上候所、寛永元年二芹谷村江被成下候村	御印一紙之内当寺御寄進山之義者如前々可指除之旨御書分々	被成下、則在所肝煎方江預置申候、然所二肝煎義同八年二	火事二逢御印焼申候、因茲在所中右之趣御断申上、拙寺方江	葉書付指越所持仕候、大納言様以来正・五・九月御祈禱	相勤御札指上申候処、万治年中中絶仕候、且又先年 相公様	御抱瘡之節御祈禱被為 仰付、則御札奉献上候処、入	御披見御機嫌之趣葛巻藏人殿・岡嶋市郎兵衛殿之	御紙面所持仕候、且又当山者边境、殊更近所二大河有之	雨天之刻者往来難仕所二御座候間、御憐愍を以日数二七日迄	被為仰付被下候者難有可奉存候、以上	享保十二年四月廿九日 千光寺 (印)	明王院	越中砺波郡芹谷村
--------------------------------------	------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	--------------------------------------	------------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	----------------------------------	------------------------------------	---------------------------------	-------------------------------	----------------------------------	------------------------------------	--------------------------	---------------------------	------------	-----------------

史料5

享保十二年六月

千光寺略縁起(木版)

「天竺の沙門円徳上人法道」

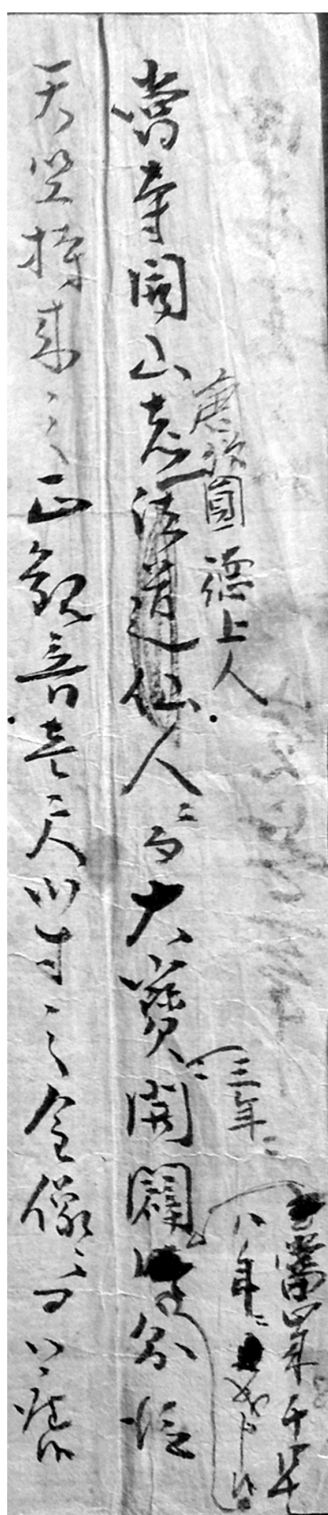


史料6

寛延二年

千光寺由来書控

開山は、法道仙人を消して「唐僧円徳上人」



史料 7

(1792)

寛政四年四月

千光寺由来書

開闢は法道仙人

由来書

碓波知芥文公

千光寺

一當山焉 文武天皇御宇 大寶三年 中天竺五百持明
仙之上首法道仙人之開闢 本言名正觀音 遍浮檀金
衣 尋之者像之因傳來當國當山 安置有之自

史料 8

(1806)

文化三年四月

千光寺由来書控

「法道」と「上人」との間に「円徳」を入れる

由来就沙尋上云

碓波知芥文公

千光寺

一當山焉

文武天皇御宇 大寶三年

中天竺五百持明仙之上首法道仙人

開闢自尔已來歷代今相續住

弘化二年⁽¹⁸⁴⁵⁾

正觀世音略緣起草稿

「法道仙人」を明治九年の追記で「上人」

本尊正觀世音略緣起

柳當山本尊由來人王四十二代武天皇之
御宇大寶三年天竺沙門法道仙人奉傳來
關浮檀金正觀音尊像此尊者三朝無比之

明治三年五月

芹谷山千光寺由來記

開闢は「法道円徳上人」

教中砥柱即芹谷村初光寺由來

一當山創始義々

人王四十二代

文武天皇之御宇大寶三年中天竺五面持明仙人之
上首法道系池上人開闢自尔已來歷然として今
相續仕奉尊志天竺持來正觀音佛長き尺寸

雄神地区における新発見の城郭「金剛寺城」について

野 原 大 輔

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 はじめに | 4 富山県内における単郭系城郭との比較 |
| 2 発見の経緯 | (1) 抽出条件 |
| 3 城の位置と構造 | (2) 標高と比高 |
| (1) 位置・立地 | (3) 散布図 |
| (2) 城の構造 | 5 小 結 |

1 はじめに

富山県砺波市雄神地区の庄金剛寺地内において新たな中世城郭を発見したので報告する。

また、調査の過程で雄神地区の山間部に遺跡群と呼ぶべきまとまりが捉えられたので、それを「雄神地区山岳遺跡群」と呼称することとし、今後順次報告を行っていきたい。本稿はその第1弾である。

2 発見の経緯

砺波市教育委員会では旧砺波市域を対象に2004年から7年をかけて市内遺跡詳細分布調査を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地の追加・変更を行った。その成果は『砺波市遺跡地図』をはじめとした報告にまとめられている（砺波市教委2011）。その補足調査として2014年3月25日に雄神地区にある恩光寺跡の調査が行われた。この調査に関してはいずれ何らかの形で報告したい。

さて、恩光寺跡の現地踏査では礎石や堀跡の確認などを行ったのであるが、その際に周辺部を踏査したところ、恩光寺跡に近い場所で堀切と平坦面を発見した。周知の埋蔵文化財包蔵地に未登録であり、富山県中世城館遺跡総合調査（富山県埋蔵文化財課センター2006）にも記載がないため、新発見の中世城郭であると判断した。そして同年

4月29日に縄張図を作成した。

なお、この中世城郭は金剛寺地内にあることから「金剛寺城」と命名したい。

3 城の位置と構造

(1) 位置・立地

金剛寺城は砺波平野の東部、庄東山地の平野側

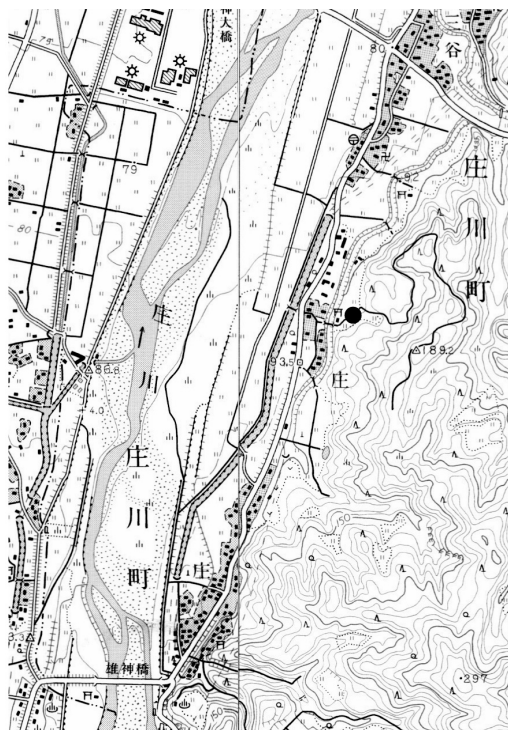


図1 金剛寺城の位置（2万5千分の1）

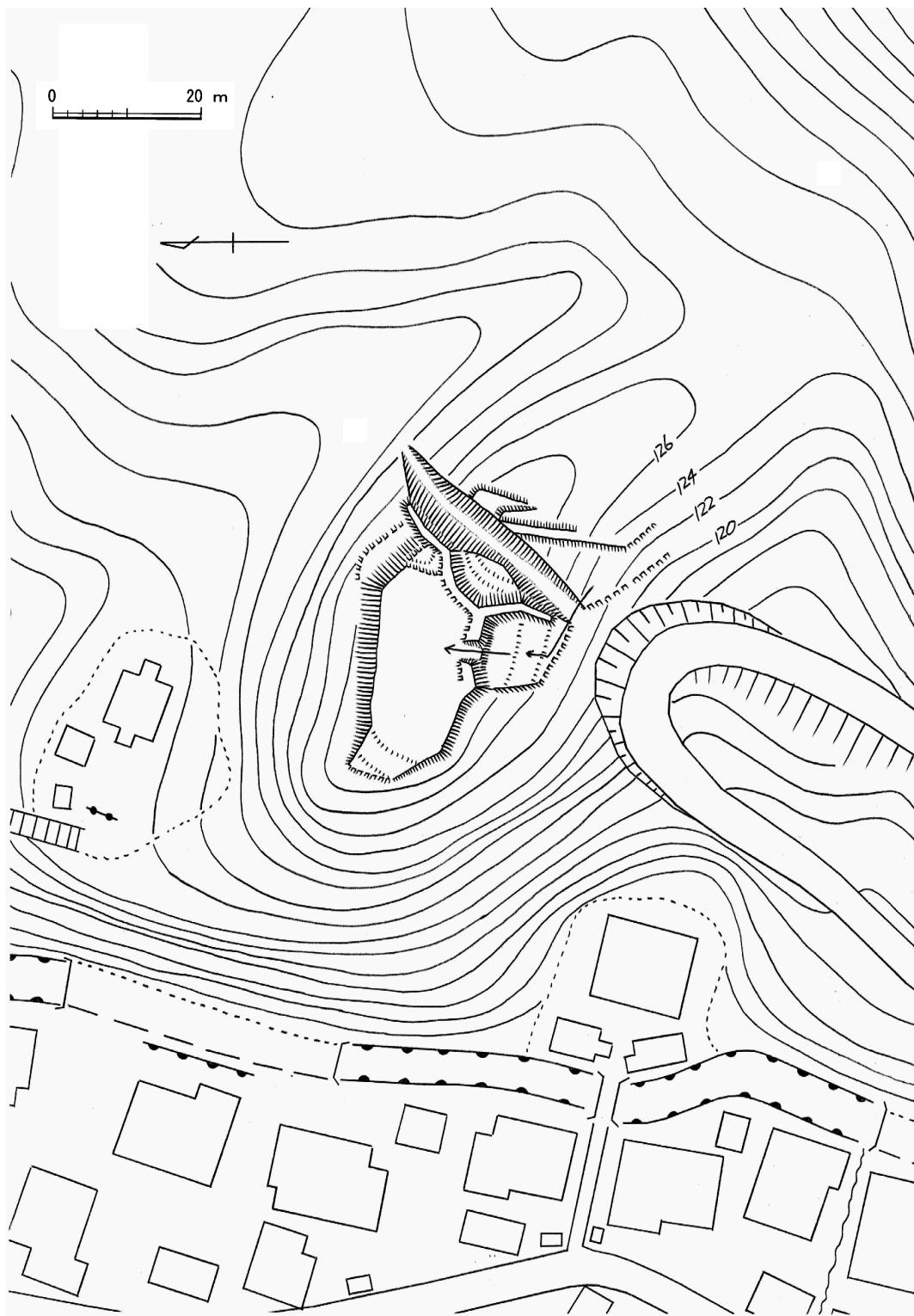


図2 金剛寺城の縄張図（800分の1）

縁辺に位置する。金剛寺集落が丘陵に接するところに金剛寺神明社（祭神：天照皇大神）があり、城はその背後の舌状尾根上に立地する。

金剛寺神明社は砺波市庄金剛寺村字一の谷6,620番地に所在する。庄と金剛寺が合併する以前は金剛寺村の産神だったが、元和年中（1615～）加賀藩の検地の際に両村を合わせて庄金剛寺村と称したという。現在の社殿は明治元年（1868）12月に遷宮し、一度社殿が大雪で破損したので明治14年（1881）に建築した。

（2）城の構造

城は単郭のシンプルな構造で、南北27m×東西35mの小さなものである（図2参照）。曲輪（主郭）は丘陵頂部に平坦面を作り出し、北・南・西側の斜面は急峻な崖で天然の切岸状となっており、敵を寄せ付けない。東側、つまり尾根の付け根側に堀切を設け、尾根伝いに進入する敵を遮断している。

堀切は長さ約27m、最大幅約6m・最小幅3.5m、深さ1.5m（最深部）の規模である。曲輪には堀切に沿って土塁状高まりが認められる。これは堀切底と曲輪との高低差を大きくするとともに防御性を高める役割があったものと推察できる。

また、曲輪には虎口が1箇所設けられている。曲輪への導線は、堀切の南側から斜面伝いに曲輪の南に移動し、そこから北に向かって登ると虎口に到達する。虎口の両側には土塁状高まりが設置されている。

金剛寺城（こんごうじじょう）

所在地 砺波市庄川町庄金剛寺

立地 丘陵頂部 現状 山林

遺構 曲輪、土塁、堀、虎口

規模 35m×27m 遺存状況 完存 城主 不明

時期 不明 史料 なし 調査歴 2014.3

※富山県埋蔵文化財センター 2006『富山県中世城館遺跡総合調査報告書』の基礎情報に準拠。

4 富山県内における単郭系城郭との比較

（1）抽出条件

ここで、金剛寺城の在り方を探るために富山県内における丘陵立地の城郭と比較を試みたい。データソースは『富山県中世城館遺跡総合調査報告書』（富山県埋文セ2006）である。また、比較にあたっては金剛寺城と同様に丘陵に立地する城郭を抽出するため、平野部に立地するものは除く。また、丘陵立地のものであっても、単郭もしくはそれに近い規模の城郭をピックアップすることにした。ここでは便宜的に「単郭系城郭」と呼ぶことにする。

抽出した城郭は総数62である（表1参照）。

（2）標高と比高

標高と比高をグラフ化したのが図3である。標高500m以上の山間部に位置するものも数箇所あるが、金剛寺城のように100m前後に立地するものも一定数見受けられる。近似値を示すのは、海老瀬城（氷見市）、五十里砦・馬場城（高岡市）、安居城（南砺市）、下瀬砦・長山城（富山市）、鹿熊城殿砦（魚津市）、扇山砦（朝日町）などである。

比高差についても数値のバラつきがあるが、金剛寺城（30m）は比高差の少ない部類に入る。近似値を示すのは、飛滝城・寺中竹端城（氷見市）、頭川城・浅井城・馬場東城（高岡市）、上見城

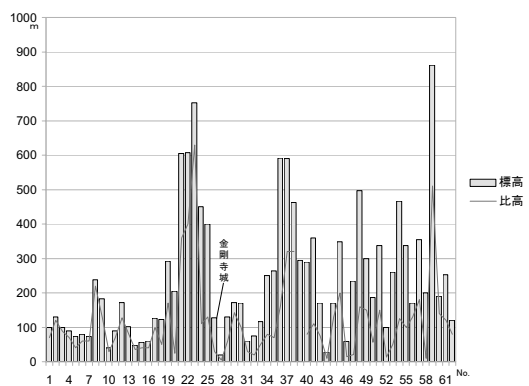


図3 単郭系城郭の標高と比高

表 1 富山県内の単郭系城郭一覧

No.	城館名	ふりがな	所在地	立地		規模 (m)		曲輪	土塁	堀	虎口	櫓台	土橋	井戸
			大字・小字	立地	標高	比高	長軸	短軸						
1	白河城	しらかわ	氷見市白河字出崎	丘陵先端	100	70	170	90	○	○				
2	海老瀬城	えびせ	氷見市余川字田地・森寺字海老瀬	丘陵頂部	130	120	100	75	○	○	○	○	○	
3	稲積城	いなづみ	氷見市稲積	丘陵頂部	99	88	250	150	○	○	○			
4	小浦城	こaura	氷見市小久米字池田	丘陵先端	90	70	130	100	○	○	○			
5	飛滝城	とびたき	氷見市谷屋	丘陵先端	74	40	250	60	○		○			
6	小窪城	おくぼ	氷見市小窪	丘陵先端	80	60	80	40	○	○	○			
7	神代城	こうじろ	氷見市神代	丘陵頂部	74	60	150	120	○	○	○			
8	鞍骨山城(御林山城)	くらぼねやま (おはいやま)	氷見市鞍骨	丘陵頂部	238	220	150	100	○	○	○			
9	鞍骨城ヶ峰城	くらぼねじょうがみね	氷見市鞍骨	丘陵頂部	183	130	250	150	○	○	○			
10	寺中竹端城	じちゅうたけばな	氷見市仏生寺	丘陵先端	40	30	50	40	○		○			
11	惣領コツデラ城(惣領土豪屋敷)	そうりょうこつでら (そうりょうどうこうやしき)	氷見市惣領	丘陵頂部	90	70	80	70	○	○	○		○	
12	安楽寺砦(安楽寺城)	あんらくじ	小矢部市安楽寺	丘陵頂部	172	127	80	70	○	○	○		○	
13	五十里砦	いかり	高岡市五十里	丘陵頂部	102	80	70	40	○		○			
14	頭川城(頭川城)	ずかわ (ずこう)	高岡市頭川	丘陵先端	48	35	150	50	○	○	○			
15	浅井城(丸山城)	あさい (まるやま)	高岡市福岡町赤丸字古屋	丘陵先端	57	40	180	100	○		○			
16	馬場東城(馬場東砦)	ばんばひがし	高岡市福岡町馬場・加茂	丘陵先端	60	40	150	50	○	○	○		○	
17	馬場城(馬場西砦)	ばんば (ばんばにし)	高岡市福岡町馬場	丘陵頂部	126	100	140	60	○		○			
18	安居城	やすい	南砺市安居	丘陵先端	123	50	140	100	○	○	○			
19	桑山城	くわやま	南砺市川西	丘陵頂部	292	170	100	100	○	○	○	○	○	
20	上見城	うわみ	南砺市上見字瀬戸山	丘陵先端	205	25	130	70	○	○	○			○
21	新山砦	あらやま	南砺市石田	丘陵先端	605	360	80	30	○	○	○			
22	鉢伏山砦	はちぶせやま	南砺市細野	丘陵頂部	607	400	130	70	○		○			
23	八乙女山砦	やとおめやま	南砺市大谷字大平・利賀村下原	丘陵頂部	752	630	300	50	○		○			
24	丸岡城(赤尾城)	まるおか (あかお)	南砺市西赤尾	丘陵頂部	450	110	100	100	○	○				
25	刀利城	とうり	南砺市刀利	丘陵先端	400	130	90	50	○	○				
26	金剛寺城	こんこうじ	砺波市庄金剛寺	丘陵先端	128	30	35	27	○	○	○	○		
27	黒河西山遺跡(太閤山陣、日宮陣営)	くろかわにしやま (たいこうやま、ひのみや)	射水市黒河	丘陵先端	20	5	40	40	○		○			
28	下瀬砦(鶴辺ヶ城、釣瓶城)	しもぜ (つるべ、つるべ)	富山市婦中町下瀬	丘陵先端	130	60	120	50	○	○	○	○	○	○
29	森田山砦	もりたやま	富山市婦中町千里	丘陵頂部	172	142	150	50	○	○	○			
30	赤坂砦	あかさか	富山市婦中町千里	丘陵頂部	170	100	120	60	○	○	○		○	
31	鏡納砦	ぎんのう	富山市婦中町富崎	丘陵裾部	60	30	140	130	○	○	○	○		
32	大館城	おおだち	富山市婦中町千里	丘陵裾部	75	20	130	130	○	○	○			
33	長山砦	ながやま	富山市八尾町深谷・長山	独立丘陵	117	50	130	100	○	○	○			
34	高尾城	たかお	富山市八尾町高尾	丘陵頂部	250	80	100	80	○	○	○			○
35	高嶺城(城元の城)	たかみね (しろもの)	富山市八尾町高峯	丘陵頂部	264	70	120	70	○	○	○	○	○	○
36	尾畑城	おはたけ	富山市八尾町尾畑字上の山	丘陵頂部	592	162	100	75	○	○	○		○	
37	大乗悟山城	だいじょうごやま	富山市細入字割山	丘陵頂部	590	320	80	50	○	○	○			
38	楡原山城	にれはらやま	富山市楡原	丘陵先端	463	320	250	100	○	○	○		○	
39	蟹守城	かにでら	富山市蟹守	丘陵頂部	294		60	30	○		○			
40	中尾城	なかお	富山市小佐波字東俣	丘陵先端	290	80	130	100	○	○				○
41	文殊寺城	もんじゅじ	富山市西小俣	丘陵頂部	360	110	300	110	○	○	○		○	
42	湯端城	ゆのはな	富山市岡田字中田割・新町	丘陵先端	171	75	80	60	○	○	○	○	○	
43	鋤山砦	すきやま	滑川市本江	丘陵先端	28	10	30	20	○	○	○			
44	小森館	こもり	滑川市小森	丘陵先端	170	130	80	40	○		○	?		
45	福村山城	いなるやま	上市町福村・釈泉寺	丘陵頂部	348	200	180	90	○		○		○	
46	日中砦	にっちゅうとりで	立山町日中	台地	59	15	60	60	○	○	○	○		○
47	新宮山城(岩倉古城)	しんぐうやま (いわくら)	立山町天林・岩峠寺	独立丘陵	234	21	140	80	○	○	○	○		○
48	礼拝殿城	らいはいでん	立山町城前	丘陵先端	497	160	330	40	○		○			
49	水尾南城	みずおみなみ	魚津市大熊	丘陵頂部	300	150	170	70	○	○	○	○		
50	室田砦	むろた	魚津市室田・湯上	丘陵先端	187	57	220	100	○	○	○		○	
51	赤坂砦	あかさか	魚津市大熊	丘陵先端	337	150	110	50	○	○	○			
52	鹿熊城殿砦	かくまじょうでん	魚津市鹿熊字城殿	丘陵先端	100	13	90	70	○		○			
53	大谷砦	おおたに	魚津市大谷	丘陵先端	260	50	70	30	○		○			
54	坪野城(坪野山城)	つぼの (つぼのやま)	魚津市坪野字西願寺山	丘陵先端	466	125	100	70	○	○	○			
55	小管沼C城	こすがぬまC	魚津市池谷・北山	丘陵頂部	338	100	80	30	○		○			
56	中陣砦	なかじん	黒部市中陣	台地	170	130	30	30	○	○	○			
57	明日山城(鼓打城)	あけびやま (つづみうち)	黒部市宇奈月町明日字松ヶ平	丘陵頂部	355	180	100	40	○	○	○			○
58	法福寺砦	ほうふくじ	黒部市宇奈月町明日字嘉例沢・宇奈月町内山	丘陵先端	200	10	35	20	○		○			
59	飯ヶ岳城	ひょうがだけ	黒部市宇奈月町赤田	丘陵頂部	861	510	130	40	○	○	○		○	
60	内山砦	うちやま	黒部市宇奈月町赤田	丘陵先端	190	140	100	40	○		○			
61	舟見城(狐平城)	ふなみ (きつねひら)	入善町舟見字狐平	台地	253	120	350	150	○		○			
62	扇山砦	おうぎやま	朝日町横尾・笹川	丘陵頂部	120	80	90	40	○		○			

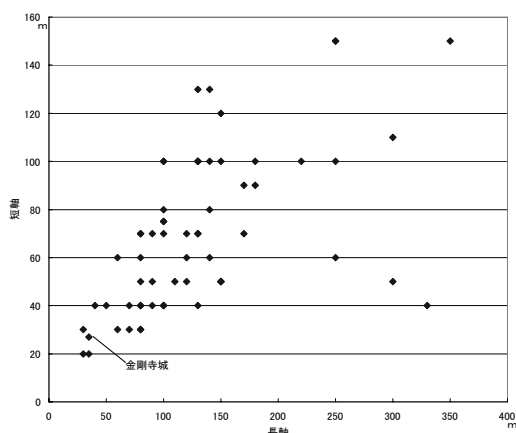


図4 単郭系城郭の長軸・短軸の散布図

(南砺市)、銀納砦・大館城(富山市)、新宮山城(立山町)などである。中でも新宮山城は常願寺川扇状地に接する丘陵の先端部にあたり、金剛寺城と地理的環境が似ている。

(3) 散布図

縄張全体の長軸と短軸を散布図にしたのが、図4である。結果としては金剛寺城は単郭系城郭の中でも最も小規模な部類に属することがわかった。同規模のものに鋤山砦(滑川市)、中陣砦・法福寺砦(黒部市)があるが、立地・構造ともに金剛寺城によく似ている。鋤山砦は曲輪・土塁・堀で構成された城館で、丘陵先端を堀切で遮断している。地元で「見張り台」の伝承がある。中陣砦は上杉謙信が陣を置いたとの伝承があり、布施川に張り出した台地上に位置する。張り出した尾根を切り、平坦面を設ける。法福寺砦は黒部川右岸の丘陵先端にあり、帯曲輪が設けられているが丘陵先端を堀で切って平坦部を作り出している。これらの城郭の在り方に金剛寺城を解明する手がかりがある可能性がある。

なお、単郭系城郭で最大規模は舟見城(入善町)である。

5 小 結

新たに発見された金剛寺城について縄張図を示

すとともに、立地や構造をみてきた。また、県内の単郭系城郭と比較し、金剛寺城が比高差が少ない部類に属することや縄張の規模が最小の部類に属することが判明した。

山上雅弘氏は西日本の発掘事例をもとに金剛寺城のような城郭を「特徴のない小規模山城」と呼び、その特徴を以下の5点にまとめている。

- ①曲輪・土塁・堀切・腰曲輪・柵などによって構成されていた。
- ②曲輪などの造成は、削平を盛り土によって行われ簡単な石組みも使用した。
- ③建物には主屋に相当するものはなく、小規模なものが多い。
- ④長期にわたって使用した例は見られない。

そしてこれらが16世紀前半までに存在し、16世紀後半から戦国大名や在地領主たちの山城に引き継がれたとみる。

金剛寺城の在り方は、それらと同じ土俵で論じることが出来ないかも知れない。しかし、県内の単郭系城郭の中で同規模の城郭をみると、見張り台や布陣の伝承をもつものがあり、それらは短期の仮設的な城郭であった可能性が指摘できる。

これらをひとつの視点として雄神地区山岳遺跡群の実態解明の一助としたい。

(のはらだいすけ 砺波市教育委員会学芸員)

(参考・引用文献)

- 砺波市教育委員会 2011:『砺波市遺跡地図』砺波市遺跡詳細分布調査報告書7《遺跡地図編》
- 富山県埋蔵文化財センター 2006:『富山県中世城館遺跡総合調査報告書』
- 山上雅弘 1990:「戦国時代の山城―西日本を中心とする15世紀後半～16世紀前半の山城について―」『中世城郭研究論集』新人物往来社